

令和6年壮警町議会第4回定例会を、次のとおり招集する。

令和6年11月29日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和6年12月12日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- （2）壮警町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- （3）壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- （4）公の施設に係る指定管理者の指定について
- （5）公の施設に係る指定管理者の指定について
- （6）令和6年度壮警町一般会計補正予算（第5号）について
- （7）令和6年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- （8）令和6年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和6年壮瞥町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年12月12日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第56号ないし議案第63号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（８名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
8番	真鍋	盛男	君	9番	森	太郎	君

○欠席議員（１名）

7番 菊地敏法君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	厂原收君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	石塚季男君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土門秀樹君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	篠原賢司君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長（兼）	土門秀樹君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小林一也君

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） ただいまから令和6年壮瞥町議会第4回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
5番 佐藤 忖君 6番 湯浅祥治君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間といた
したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月13日までの2日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森 太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議会一般、総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検
査結果報告及び定期監査結果報告、各団体からの陳情、要望等、教育に関する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告、広域連合、行政事務組合議会等報告につ
きましては、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案8件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 太郎君） 日程第４、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和６年第３回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第３回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動等についてご報告申し上げます。１０月１０日、青森県で開催された全国道路利用者会議全国大会に出席し、大会では来年度の道路関係予算の確保や令和６年度補正予算の早期編成等について決議が行われ、決議文に基づき、団体役員により関係省庁等に対し、要望活動が行われました。１１月１１日から１４日に東京都で開催された災害復旧促進全国大会、治水事業促進全国大会、全国治水砂防促進大会に出席し、各大会において激甚災害の迅速かつ円滑な復旧の実現、流域治水の促進や治水・砂防関連事業予算の確保等について決議が行われ、決議文に基づき、各団体役員等により道内選出の国会議員や国土交通省等に対し、要望活動が行われました。１１月１９日、東京都で開催された北海道「命のみち」づくりを求める東京大会に出席し、道民の命と暮らしを守るため、高規格道路の暫定２車線区間の４車線化等について決議が行われ、翌１１月２０日には治水及びダム並びに災害復旧対策等の要望と併せ、本大会決議に基づき、北海道等と共に財務省、国土交通省や道内選出の国会議員に対し、要望活動を行いました。また、同日開催された全国町村長大会に出席し、実効ある経済対策等による地域経済の再生、地方交付税等の一般財源総額の確保など、大会決議に基づき、令和７年度政府予算の確保と政策の具体化について道内選出の国会議員に要望を行いました。１１月２６日、東京都で開催された安全・安心の道づくりを求める全国大会に出席し、防災、減災、国土強靱化、道路関係予算の確保等について決議が行われ、決議文に基づき、団体役員等により道内選出の国会議員に対し、要望活動が行われました。

行政報告を行います。初めに、役場機能の移転訓練についてご報告を申し上げます。本訓練は、職員を対象に１０月２２日実施したもので、現在役場庁舎で行っている業務や行政サービスを有珠山の火山活動によってそうべつ情報館ⅰに移さなければならない事態となったことを想定し、行ったものであります。当日は、災害対策本部会議において機能移転を決定した後、職員が実際にそうべつ情報館ⅰの２階に執務スペースを確保するため、手順やレイアウトの検証、情報ネットワーク通信の確認などを行ったほか、課題について話し合い、検証を行いました。町では、本訓練での成果や課題を地域防災計画や災害対策本部マニュアルに反映させるなど適切な対応に活用していく考えであります。

次に、関東そうべつ会総会、懇親交流会についてご報告申し上げます。本会は、平

成9年に発足したふるさと会で、親睦と情報交換を図ることを目的として本年は10月26日開催されたところであります。当日は、会員15人と本町から7人の町民が参加して再会を喜び合い、ふるさと壮瞥に思いをはせながら懐かしい話や近況について語り合うなど懇親を深め、有意義なひとときを過ごしました。引き続き会員の増などにご理解とご協力をお願いします。

次に、まちづくり懇談会についてご報告申し上げます。今年度は、例年実施している町政懇談会を兼ね、第5次壮瞥町まちづくり総合計画の後期基本計画策定に当たり、町民の皆様、関係機関の皆様のご意見をお聞きし、計画に反映させるため、地域別と分野別の懇談会を開催いたしました。地域別の懇談会につきましては、9月24日から10月4日まで町内の6か所で開催し、延べ64人の皆様にご出席いただきました。また、分野別の懇談会は、10月22日に教育、子育て、生涯学習分野、23日に健康、福祉、医療分野、29日に観光分野、31日に農業分野についてそれぞれ役場大会議室で開催し、延べ54人の皆様にご出席をいただきました。それぞれの会場でいただいた多くの貴重なご意見につきましては、総合計画の後期基本計画策定の参考とさせていただくとともに、今後のまちづくりや令和7年度の予算編成の参考とさせていただきたいと考えております。今後も町政への関心と理解を促進し、効果的で効率的な懇談会を開催できるよう努めていく所存であります。

次に、壮瞥町総合教育会議についてご報告申し上げます。11月18日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、壮瞥町総合教育会議を開催しました。会議においては、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3次壮瞥町教育大綱案について教育委員の皆様からご意見をいただいたところであります。第3次壮瞥町教育大綱については、いただいたご意見等も踏まえ、今年度中に成案化し、令和7年度からこの大綱に沿って、町と教育委員会が一体となり、望ましい教育環境づくりに取り組んでまいります所存です。

次に、久保内診療所の開院についてご報告いたします。久保内診療所については、そうべつ温泉病院が伊達市内に移転した後、町の地域医療を守るため、医療法人交雄会の理解と協力を得て12月1日開院したもので、12月4日水曜日から診療を開始したところであります。診療所は旧医師住宅を活用して開設したもので、開院当日は朝から地域の方々が診療所を訪れ、順番に診療を受けるなど、順調な初日となりました。これからは医療法人交雄会と連携し、協力を得ながら壮瞥町の地域医療を継続していく考えであります。

次に、本年の農作物の作柄についてご報告申し上げます。初めに、気象の概況についてですが、気温は近年の平均に比べ、全体的に高めに推移しましたが、昨年と比べますと7月から9月まではやや低めに推移しました。降水量は、近年の平均に比べ、全体的に少ない傾向にありましたが、8月と10月はやや多めの降水量となりました。本年は、農作物に大きな影響を及ぼす気象災害もなく、夏場の高温により一部の圃場

で病害虫の発生が確認されたものの、記録的な猛暑で農作物に深刻な影響を与えた昨年のような高温障害による収量減少や品質低下は免れました。

主な農作物の作柄についてですが、水稻は6月下旬から気温が上昇し、この高温傾向は9月中旬まで続き、品質の低下が懸念されましたが、適切な栽培管理により品質は良好で、収量は平年並みとなりました。小麦は、順調に生育が進み、収量、品質ともに良好で豊作年となりました。果樹に関しては、桜桃は満開期が平年より早まり、5月上旬となりましたが、その後生理落果が多く、肥大が進まない果実も目立ち、平年より少ない収量となりました。リンゴは、開花期間中好天に恵まれたこともあり、結実、着果ともに平年より多く、果実肥大、品質ともに良好で平年並みとなりました。次に、野菜に関しては、昨年に比べ、全般的に収量、品質ともに良好で、おおむね平年並みとなりましたが、ブロッコリーでは高温により一部の圃場で病気が発生し、廃棄した事例も伺っております。また、馬鈴薯やタマネギでは、6月に干ばつ傾向の次期があったことも影響し、生育不良で小玉傾向となりました。てん菜に関しては、昨年に比べ、収量は良好で、おおむね平年並みと見込まれております。なお、昨年は果実において多大な被害がありました鳥の被害については、今年はほとんどなかったと伺っており、安堵しているところでございますが、鹿やアライグマなどによる農作物被害は続いており、引き続き生産者の皆様や関係機関、団体の皆様と連携して効果的な対策を講じてまいります。

次に、りんごまつりについてご報告申し上げます。第48回そうべつりんごまつりは、壮瞥町のさらなる知名度向上を図るため、昨年に引き続きゲームキャラクターの木下ひなたさんを壮瞥町りんご大使に任命し、スタンプラリー形式で10月13日から11月17日までの36日間開催されました。オープニングセレモニーは、道内外から約130人のファンが参加するなど盛況のうちに開催され、期間中も多くの方々にご参加いただき、抽せんには前年より96人増の670人の応募があり、11月25日に抽せん会を無事終えたところです。参加店の売上げは270万円程度と推計され、イベントの拠点である地域のあそびばミナミナなどで販売した関連グッズの売行きも好調でした。昨年から新たな形でりんごまつりを開催しておりますが、今年は参加店に観光施設を加えるなどの改善を図り、SNSやメディア媒体を活用した情報発信などにより、町内で宿泊や飲食に加え、観光施設を利用された方もおり、加えてふるさと納税で応援いただいた方もいるなど、一定の経済波及効果があったものと考えております。今後実行委員会を中心に取組の評価、改善点などが検討されるものと認識しておりますが、町としましては壮瞥町の知名度や壮瞥りんごのブランドイメージを高める取組を継続して支援していく考えです。

次に、観光客の入り込み状況についてご報告申し上げます。本年4月から9月までの観光入り込み客数は103万1,000人で、昨年同時期に比べ106.5%となり、コロナ前の令和元年に比べ90.3%まで回復しました。うち、宿泊者数は16万人で、令和元

年に比べ 105.5%となっており、インバウンドを中心に回復基調にあるものと認識しております。一方で、国内の物価高による消費の冷え込みや国際情勢など不安要素も多く、町では関係機関や団体と連携し、誘客に資する施策を展開し、地域経済や観光の振興を推進していく考えです。

次に、教育旅行誘致トッププロモーションについてご報告申し上げます。この事業は、北海道胆振総合振興局が主催し、11月27日からの2日間、秋田県大館市と青森県青森市の2会場において開催されたもので、出席した学校や教育委員会、旅行会社など約60人に対して胆振総合振興局、室蘭市、登別市、伊達市、白老町、洞爺湖町、壮瞥町に加え、フェリー会社の代表らがウポポイを含めた西胆振各市町の魅力についてトップセールスを実施しました。当町においては、主要な観光施設と火山マイスターやジオツアーなど受入れ環境をPRしたほか、青森市長との面談では市内の小学校と壮瞥小学校の交流実績なども紹介するなど、手応えを感じたところであり、今後も継続して民間事業者との情報共有や広域連携の下で誘客に努めてまいりたいと考えております。

最後に、道道滝之町伊達線の開通についてご報告申し上げます。道道滝之町伊達線の新たなルートとして、平成22年度から事業が進められておりました壮瞥町字立香から伊達市志門気までの約4.2キロメートル区間が11月23日に開通いたしました。同日、壮瞥町議会正副議長や北海道議会議員をはじめ、胆振総合振興局長など多くの方々のご臨席を賜り、開通式を執り行い、式典では来賓からの祝辞の後、主催者として私から、地域の声を受け止めていただき、本事業にご尽力をいただいた北海道並びに関係の皆様には厚くお礼を申し上げたところであります。本路線は、平成12年の有珠山噴火災害を教訓に、有珠山周辺の自治体と連携し、事業採択に向けた要請活動を展開してまいりました。平成18年7月から翌年2月までの4回にわたり開催しました地域住民や有識者等による火山との共生と地域の「みち」を考えるワークショップにおいて道は命をつなぐ生命線であるとの提言がまとめられたことが契機となり、北海道において事業採択がなされ、整備が進められてきたものであります。平成31年3月の東湖畔トンネルの開通に加え、このたび念願であった本路線が開通しましたが、本町といたしましては今後町道上立香第2線の道道昇格に伴う上立香橋の架け替えや拡幅、線形改良の整備促進、東湖畔地区における懸案区間解消の事業化に向けた要望活動を継続していく所存であります。

以上、令和6年第3回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（森 太郎君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（森 太郎君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 初めに、質問事項としまして壮瞥中学校プールの活用と方向性について伺いたいと思います。

質問、現在使用されているプールは、昭和53年度に整備、平成6年度に上屋が整備された施設であります。令和元年度までは子供たちや町民の方々に親しまれ、水に親しむ楽しみや喜びを感じるとともに、安全確保に関する理解を深めるための取組や学習指導要領に基づいた水泳指導等が適切に実施できるよう水泳授業を継続することが必要とされ、通常使用されていましたが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症流行の影響により使用中止となっていました。令和6年度に安全なプールの再開に向け点検したところ、修繕箇所の調査が必要なことから、令和6年度はプールを閉鎖し、小学校のプール授業については洞爺湖町のプールを使用し、対応していますが、今後老朽化した施設の在り方についてどのように考え、対応し、取り組もうとしているのか、また現状の課題解決について具体的に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 2番、加藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

壮瞥中学校プールは、昭和53年に整備され、学校の授業や住民の皆様に利用されてきました。新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の一環で令和2年度から令和5年度まで閉鎖してきたところですが、コロナ感染症が5類と移行したことを受け、プールを利用に供するため、必要な準備を進めてきたところであります。この間最低限の維持管理は行っていたものの、当該施設は全体的に老朽化している現状の中、閉鎖期間が長期に及んだことなどから、プール浴槽内の塗装の劣化やプールサイドのタイルの破損など、令和6年度は安全性の確保などの観点で利用に供することは難しいと判断したところです。

水泳授業については、学習指導要領では小中学校とも適切な水泳場の確保が困難な場合はこれを取り扱わないことができるとされておりますが、小学校におきましては水難事故等命に関わる学習であり、できる限り水泳授業を実施したいという考えから、今年度は洞爺湖町のプールをお借りして水泳授業を行ったところです。教育委員会といたしましては、これまでプール浴槽や施設全体の改修に係る経費について調査してまいりましたが、今後改めて様々な角度から内容を精査し、その在り方について協議、検討してまいる所存ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） では初めに、今回このプールは、45年以上たつ中学校プールは元年度までは数多くの児童生徒、町民の方々がプールを使用していたのではないかと思います。そこで現状認識の確認で令和元年度までの数か年の利用実績とプール

の運営について改めて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

令和元年度までの数年間の利用実績とプールの運営費ということでございますが、平成 29 年度から令和元年度の 3 年間の実績になりますが、まず平成 29 年度の利用実績は 6 月から 9 月までの開館で開館日数が 74 日間、利用者数は全体で 1,825 名で、そのうち児童生徒の利用に関してですが、1,125 名です。運営費につきましては、光熱費、修繕あるいは委託料のランニングコストと、それからプール行事での指導者への謝金ですとか管理人の賃金、合わせまして 194 万 5,000 円となっております。続きまして、平成 30 年度の利用実績、同じく 6 月から 9 月までの開館で開館日数が 63 日間、利用者の全体が 1,446 名で、そのうち児童生徒、団体が 892 名、運営費は先ほどと同じコストで 151 万 7,000 円となっております。最後に、令和元年度ですが、利用実績は同じく 6 月から 9 月までの開館で 67 日間の開館、全体で 1,448 名のうち、児童生徒の団体利用が 964 名となっております。運営費に関しましては 172 万円でした。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 2 番、加藤正志君。

○2 番（加藤正志君） ありがとうございます。年々やはり、今の答弁を聞きますと利用数も若干減っていく、これは時代の流れや人口減少等により利用数が少なくなったのではないかと個人的には思っております。

改めて、令和 2 年度については当初プールを使用していたと考えております。その中でコロナ禍により令和 5 年度まで使用停止とされていましたが、今年度プール再開するため、ろ過点検や配管修繕、浴槽清掃、シャワー室の修繕等を行っていますけれども、それまでの 4 年間、プールの使用に向けた維持管理はどのように行われていたのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

令和 2 年度から 5 年度までコロナ禍により使用を中止していたということで、その 4 年間の維持管理はどういうふうに行われてきたかということでございます。令和 2 年度から 5 年度までの維持管理体制ということでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で感染症対策が十分に取れないということで、この間プールの使用は中止してまいりました。その間日本では令和 2 年 4 月に緊急事態宣言が発令され、令和 3 年 1 月にはまん延防止等重点措置など発令されておりました。その中で住民の皆様の社会生活が一時的に止まっていた。それから、子供たちにおきましてはコロナの感染が拡大し、学年閉鎖ですとか学校閉鎖など、今後の見通しが全くつかないという状況でありました。そのような中ではありましたが、プールの維持につきまして修繕が

必要な箇所につきましては修繕してきましたが、再開できる見通しがつかなかったことから、適切な維持管理には至らなかったという状況でございます。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 今答弁いただきましたけれども、私がちょっと調べたところによりますと、プール使用に向け、令和2年度以降も管理運営費、事業費、人件費等が毎年予算化されているわけです。そこで、令和2年度の修繕料におきましてはおおよそ35万の予算があり、また令和3年度はろ過器循環排水工事を131万1,000円を工事費として改修しております。また、その修繕料についても予算は5万計上されています。さらに、令和4年、5年度も修繕料は5万円を予算計上されていますけれども、もし令和2年度以降もプールの清掃やプール浴槽に水を入れての点検、さび等の対応をしていれば、むき出しで放置されている状態より劣化が進まなかったのではないかと考えております。そのような中から、現在の劣化の現状を見ますと利用に向けた修繕料の捉え方、管理対応が不十分でなかったのかと思います。また、予算計上の在り方についても認識が薄かったのではないかとと思いますが、改めて何か別な考え、対応等があったのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

プールの再開に向けて令和2年度以降も運営経費等予算計上されているにもかかわらず再開に向けた予算執行をしていない、そのようなこともあり、認識の甘さと維持管理体制が不十分であったのではないかとということですが、議員おっしゃるとおり、令和2年度にはプール内の浴槽内のさび取り塗装を行っております。また、令和3年度には小プールのろ過器からの排水が不具合がありましたので、その改修工事を実施していたところでございます。先ほどもお話しいたしましたが、把握している範囲で修繕が必要な箇所については修繕してきましたが、先の見通しが立たないなどから、令和4年度、5年度につきましては予算執行はなく、適切な維持管理というところでは反省をしているところでございます。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 分かりました。では次に、今後の取組と方向性についてお伺いしたいと思います。令和6年度は近隣の洞爺湖町のプールを使用し、プール授業が行われていますけれども、来年度以降の取組についてプールの使用場所や活動時期、また他市町での使用する場合のプール授業に関わる費用がどのくらいになるかをお伺いしておきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

来年度の小学校のプール授業につきまして、プール授業の取組とその経費ということでございますが、今年度、議員おっしゃるとおり洞爺湖町のプールを使用して小学

校のプール授業について行っております。来年度につきましても今年度と同じような形で洞爺湖町のプールをお借りして来年7月から9月までの間に水泳授業を実施できればというふうに考えております。その経費につきましては、洞爺湖町のプールが万が一使用できないこともあることを想定して伊達市のプールの使用料と、あとプール授業に関しましては往復スクールバスを考えておりますので、そういった経費を確保する予定でおります。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 分かりました。次は、方向性について改めて伺いたと思います。仮に現在のプールを使用可能にするためには施設全体の改修に係る経費、費用がどのくらいの額になるのか、分かる範囲で伺いたと思います。

また、別な考えで中学校新築移転によるプール施設の移転の在り方やプールの新設について国の補助制度などは活用できないのか、活用についても伺いたと思います。

答弁では、今後様々な角度から内容を精査し、その在り方について協議、検討するとしていますが、どのような内容で協議されていくのか、改めて具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

現在のプールの改修に係る経費、それからプール移転の考え、その場合国庫補助金についてということと具体的な検討内容ということでございます。プールの改修経費につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、今後改めまして様々な角度から調査していきたいというふうに考えております。

また、中学校校舎移転によるプールの移転ということでしたが、今のところは考えていませんが、仮にプールを移転新築するとしますと文部科学省の学校体育諸施設整備事業の学校水泳プール新改築事業で補助金の対象になると見込まれます。

それから、プール改修に係る具体的な内容でございますが、まず一番劣化しているプール浴槽の改修を中心に調査して、その在り方について協議、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 分かりました。今最後のほうでもし新しいプールを設置する場合補助制度なども活用できるような受け止めをしましたけれども、その割合というのはどの程度の割合で補助が受けられるのか、それがまず1点お伺いしておきたいのと、また近年学校プールは全国的にも老朽化が進み、塗装の劣化や設備機器の不具合などが多数発生し、財政上の負担も大きくなっております。今後適切な維持管理に必要となる整備、改修を計画的に実施することが難しい状況とうたわれております。現在地方自治体では学校プール施設集約化検討会等を立ち上げております。学校プールに関する現状と課題を整理し、学校間での共同利用や民間活用など先行事例を参考に

し、教育委員会の方やPTA、父母の皆様の意見、アンケート等を取り入れ、現状を踏まえた対応、協議をしていただきたいと思います、考えを伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

まず最初に、仮に新築した場合の補助割合ということでございますが、交付算定割合は3分の1というふうになってございます。

それから、学校プールに係る現状と課題を整理して、いろんな方、他方の方の意見を踏まえた検討をしていただきたいと思いますということでございますが、学校プールにつきましては全国的にある時期に一齐に整備され、同じように老朽化が進み、閉鎖していく学校プールも多くあるというふうに認識しております。しかしながら、小学校におきましては水泳授業は必要というふうにされていますので、学校プールの現状と課題につきまして整理して、できるだけ多くの方々のご意見を参考にしながら今後協議、検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） このプールの今後の在り方について教育委員会としても教育委員の皆様とも1回程度お話、説明をしていたということなのですが、その内容について、委員さんからのプールにおける受け止め方、考え方、方向性、ある程度どのような形で話がなされていたのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） 教育委員会委員さんとの協議ということでございますが、数度教育委員会でも協議してまいったところでございます。その中では、まず壮瞥中学校プールの現状についてお話しいたしました。その中で、プールサイドのタイルですとかプール浴槽のさび、そういった部分で相当劣化しているということもお話ししてございます。その中では、今後やはり教育委員会としても整備に当たっては多額な予算といたしますか、お金がかかるということも予想される部分もございまして、その辺はまた今後慎重に検討しながら、その方向性を見いだしていこうというふうに検討してきたところでございます。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 最後に、いつも子供は町の宝とふだん述べている町長でございますけれども、教育の一環として子供たちの成長や思い出づくり、また人口減少を抑える一つの方法と考えておりますけれども、プールの必要性について改めてどのような考えで受け止めているのかお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） プールの件について質疑が交わされましたけれども、私から今ご質問があったことも踏まえて総括的にご答弁を申し上げたいと思っております。

まず、壮瞥中学校のプールにつきましては、先ほど来ありましたとおり、昭和 53 年に整備をされて利用されてきましたけれども、老朽化している中、塗装の劣化やタイルの破損など、こうしたことから令和 6 年度については再開できないという判断を教育委員会でしたところであります。このプールに関しましては、必要性は認識しているものの、短期的には再開に向けて必要となる経費がどれぐらいかかるか、最低限の。この前の議会の所管事務調査でもありましたけれども、経費の精査ですとか、長期的な展望に立って在り方の検討と方向づけが必要であると認識をしております。

これまで令和 3 年度から本格化しました壮瞥中学校の整備について、その検討の中で令和 3 年 6 月 18 日と令和 3 年 9 月 3 日に開催させていただいた全員協議会の中で、現状と課題、プールに関しましては現状と検討状況については中学校整備の検討の中で方向づけすると、このように町側の考え方を説明していたところでありまして、一方でこれまで壮瞥中学校の整備という大きな事業の適切な執行管理というものを最優先にしていたということもありまして、プールの将来像についてはコロナも重なったということもあって現在も検討、方向性を示すことができていないという現状であります。町といたしましては、教育委員会での検討状況に留意しながら、これまでの経過と諸計画での位置づけ、それと今加藤議員おっしゃったようにまちづくりの観点も含めて在り方について検討し、皆さんと協議をし、方向づけしてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 次に移ります。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 私は、今回 2 点の質問をしたいと思います。

質問事項の 1 点目、町議会議員選挙、町長選挙で選挙公報の発行についてを質問したいと思います。4 年ごとに行われる町議会議員選挙と町長選挙の実施時に公職選挙法で規定する任意制選挙公報の発行が必要と考える立場から、次回の選挙、令和 9 年、2027 年 4 月に向けて条例、条例施行規則を制定し、広く周知することが必要なことから、町選挙管理委員会のこの取組について基本的な考え方を最初に伺います。

2 点目、町民みんなの協力による環境美化活動の推進について。私たちの郷土壮瞥町は、緑豊かで温暖、降雪も少なく、人口減少の中で移住される方もあり、豊かな自然環境は誇れるものです。しかし、その反面、環境美化の面においてこれでよいのかと疑問を持つこともあり、この疑問解消のために町と町民の皆さんが共通認識を持ち、取り組むことが必要で、町の現状認識について伺います。

1 点目、環境美化として壮瞥高等学校は毎年国道 453 号滝之町、面しているのは宮前自治会ですが、の歩道の花壇と商店街公園の花壇に草花を教育活動として植栽していますが、植栽後高等学校の花壇の管理状況と地域の取組についてどのように認識していますか。

2 点目、歩道の部分に春先から秋口まで雑草が生えていますが、この状況をどのように認識していますか。

3 点目、この区間の歩道と車道の間に雑草が伸び、伸びたまま放置されていますが、承知していますか。

4 番目、市内の公営住宅等の建設敷地内に遊戯施設を設置していますが、その管理状況をどのように把握していますか。

5 点目、市内各地に数多く公営住宅を建設していますが、入居していない住宅の環境整備にどのように取り組んでいますか。また、入居している住宅周辺の環境整備状況についてどのように承知、対処していますか。

以上について最初に伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 5 番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

町議会議員選挙と町長選挙の選挙公報の発行についてですが、国政選挙及び都道府県知事選挙については公職選挙法第 167 条の規定により、選挙公報を発行しなければならないと規定されておりますが、市町村議会議員及び市町村長の選挙については同法 172 条の 2 の規定により、条例に定めることにより発行することができる任意制選挙公報とされております。道内市町村における任意制選挙公報の条例の制定状況については、令和 5 年 12 月 31 日現在で市にあっては 35 市のうち 30 市、85.7%、町村にあっては 144 町村のうち 61 町村、42.4%で制定されております。

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見などが掲載され、有権者にとって候補者を知る上で重要なものと考えますが、選挙公報の発行については過去に町議会の特別委員会でも協議がなされ、もう少しいろいろな角度から検討して判断すべき、今すぐ判断するのは時期尚早と取りまとめられており、制度の創設に向けては改めて町議会における協議が必要と考えております。また、町議会議員及び町長選挙は告示日から投票日まで 5 日間という短い期間であり、この間に選挙公報を作成し、有権者に配布ができるかという事務的な課題があることから、ほかの市町村の状況等を調査研究をし、選挙管理委員会として事務的な検討をしていきたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 次に、2 点目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、壮瞥高校が植栽している花壇の管理状況ですが、定植して様子を見ながらかん水していますし、除草管理につきましては授業の状況を見ながら除草を行うこととしていますが、長期休業中など管理し切れない現状もあります。地域の皆様には、自宅前の花壇など状況を見ながら手入れをしていただいている方もいらっしゃるという現状は把握しているところでございます。

2 点目の当該地域の歩道部分に生えている雑草の現状把握についてですが、3 点目

のご質問も関連がありますので、併せてご答弁申し上げます。当該地域での歩道、車道の草刈りにつきましては道路管理者である北海道開発局において年に2回行っておりますが、その後に伸びてしまった雑草につきましては、さきの答弁のとおり地域の皆様により、花壇の手入れとともに除草作業を行っていただいているものと承知をしております。

4点目の公営住宅等の敷地内に設置してある遊戯施設の現状と管理状況についてですが、まず公営住宅等へ入居される方には団地内の草刈りや除雪作業などの環境管理が入居者同士の協力によって行われる自治組織の活動であることを説明しており、その運営状況につきましては各団地の慣習により、自治会や個人の意識に基づき活動されているものと認識しております。遊戯施設のある広場周辺の草刈りについても同様ですが、一部の団地では子供や子育て世帯の入居が少なく、利用頻度も少なくなっていることから、草刈り等の管理が行き届いていないのが現状であります。

5点目の空き家の環境管理の現状としましては、一部の団地において空き家周りの雑草が放置されているなど手入れが行き届いていないこともあるため、さきの答弁と併せ、遊戯施設のある広場の役割と管理の在り方や空き家への対応について引き続き検証が必要であるものと考えております。

町といたしましては、環境美化につきましては施設の管理の原則に基づき適切に実施されること及び自主的な活動が望ましいと認識しておりますが、人口減、高齢化により活動の担い手不足という課題もあることから、地域の実情に合わせたコミュニティ活動に期待するところであり、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） ご答弁をいただきましたので、1点目の町議会議員選挙、町長選挙での公報の発行について質問を続けさせていただきます。

壮瞥町には地方自治法で定められた選挙管理委員会制度で4人の委員が選任されておりますが、今答弁されたのは委員の皆さんの総意なのか、それとも事務局サイドでの認識なのか、まず最初にその点について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問につきましては、事務局という話でなくて、4名の委員との協議の上でのご答弁でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 4人の協議、分かりました。そこで、私は議会に籍を置いて13年と9か月になりますけれども、この13年間にはそのような協議はされておられません。今事務局で把握している過去に町議会の全員協議会、特別委員会で検討したと

いう答弁でしたけれども、それはいつ、何年に協議されたのか、また協議された結果、町民の皆さんにどのような形で周知したのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時５７分

再開 午前１０時５７分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより改めて休憩いたします。再開は１１時１０分といたします。

休憩 午前１０時５８分

再開 午前１１時１０分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、議会事務局長。

○議会事務局長（小林一也君） 先ほどの佐藤議員のご質問で議会での検討の経緯についてということの詳細について議会事務局からご説明を申し上げます。

平成 22 年に議会活性化特別委員会において選挙公報の発行についてということを確認、協議、検討しております。平成 22 年の 12 月 10 日、選挙公報の発行についてということで協議をした結果、各委員の意見を踏まえ、選挙公報発行を否定するわけではないが、もう少し時間をかけて検討していく必要があるということで当時の議会活性化特別委員会の委員全員了承した。その後、同年の 12 月 17 日に開催されました全員協議会において町との協議において、当時の松本議長、長内副議長から、もう少しいろいろな角度から検討して判断すべきで、今すぐ判断するのは時期尚早と取りまとめたということで町長にご報告をしております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ５番、佐藤 恣君。

○５番（佐藤 恣君） 私は、たしか 23 年からこの議会に参加させていただいているというふうに認識しているのですが、その前にそのようなことがあったということを知らなかったのは私の情報として欠けている面があったと思いますけれども、やはりそういうことを公に、内部だけではなくて、そういう結果を公にしていたのかどうかということもちょっと私は疑問に思います。

そこで、今回の答弁を見ますと、全道で取り組んでいる状況が答弁の中にありましたけれども、私も今回これほど質問に対して時間をかけていろいろ調べたり考えたりしたのは初めてです。それで、質問に先立ちまして全道 179 市町村の条例、例規集を開いてみました。そして、選挙公報の発行についての条例があるかどうかということ調べましたら、先ほどの答弁とは若干違う数字が出たのです。先ほどの答弁では 30 市、61 町村とありましたが、私の調べでは 27 市、61 町村でした。調査する時

期で違うので、それほど大きな問題ではありませんが、身近な胆振総合振興局管内ではどのような制定をしているか、これについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問について、近隣、要は管内の話だと思うのですが、管内につきましては洞爺、あと白老、室蘭、登別がつくっているという話を伺っています。その中で選挙公報を配布するということで条例化、規則化されているということを確認しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） そうすると、2 市 2 町ですか。私も調べたのですが、町では洞爺湖町、それと厚真町、白老、この 3 町が制定しております。また、市においては伊達市を除く 3 市が制定しているのです。そして、壮警がこのような 22 年 12 月に特別委員会で結論を出した。そこで、洞爺湖町は平成 22 年に条例を制定し、厚真町も同じく平成 22 年、白老町は 23 年に制定しております。そういう面で、どのような形での協議かということとは分かりませんが、そのようにちょうど壮警が時期尚早という結論を出したときに、今申し上げた 3 つの町はその年に条例を制定しているのです。

それはよいとして、次に課題を挙げておりました。課題として、告示日から投票日まで 5 日間と短く、この間に選挙公報を作成し、有権者に配布できるかという事務的な課題を挙げておりました。そこで、私はいろいろと調べてみたのです。インターネットを開いてみますと、読売新聞は次のように報じております。全国的な傾向として選挙公報、自治体 3 割が発行条例を設けず、候補者のことを知らせる重要な媒体としての活動をしていないのだと。全国で 3 割していないという 7 割が実施しているのです。それから 2 番目に、多くの家庭に届く選挙公報、これは大切だと思いますけれども、総務省によると自治体の 3 割が公報発行に必要な条例を制定していない。だから、総務省においても 7 割発行しているという表現です。また、専門家は、地方自治体は投票の判断資料を積極的に提供すべきだと指摘しております。今申し上げた最後の専門家が自治体は投票の判断材料を積極的に提供すべきだというコメントを出しておりますけれども、選挙管理委員会はこのことについてどのようにお考えになっていたのか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

総務省のほうからは、選挙公報等を使って周知することが必要だとかという話もありますが、そのほかに選挙公報とは別に公営のいろんな選挙運動のポスターとか、そういうものもありますので、そういうものでそれぞれ各候補者の皆様が各有権者の皆

様にできるということが1つありますので、それでできればなという形で当方では考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） ポスター、これは町内に31枚貼ることができます。そのポスター見て、写真と名前と、ちょこっと何か自分が訴えたいこと、任期中にやりたいこと書いてあるけれども、それだけではないと思うのです。やはり有権者の皆さんに自分はこんな考えで立候補するのだということを知らせることが私は必要だという基本的な考えを持っております。

そこで、令和5年4月の選挙がありました。5年度の決算報告を見ると全体で406万4,000円の支出がありました。そのうち、ポスターの印刷代だとか選挙カーの借り上げ、選挙チラシの印刷代、選挙はがきの郵送料、これは公費で見ますよ、定められた限度内で公費で見ますよということが出されております。そこで、この406万4,000円のうち、今申し上げたポスターの印刷代だとか選挙カーの借り上げだとか選挙チラシの印刷代が何人か、選挙はがきは何人が出したのか、そしてその金額はどうか、もし承知していれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず、ポスターの印刷につきましては金額でいきますと75万2,153円、選挙運動の車におきましては12万6,100円で、選挙チラシの印刷につきましては3万8,605円、はがきの郵送料、これは作成代ではなくて郵送料のみなのですが、そちらが選挙法の公営でできるものなのですが、そちらが43万38円で、合計で134万6,896円が選挙候補者の皆様が選挙運動で公営で支払える、町のほうで払える金額でございます。

そして、ポスターの印刷につきましては、町長は1名でありましたが、町議については9名、あと選挙カーにつきましては町長、町議で合わせて3名、チラシにつきましては2つ合わせて、町長、町議合わせて3名、はがきにつきましては当方のほうでは何人の方々が利用されているかということは当方には情報が来ておりませんので、そちらは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今の答弁で分かったことですが、このように公費で見ただけのいいながら活用しない。例えばその人がどんな考えを持って立候補するのか、そういうことを私はやはり選挙権のある町民の皆さんに知らせることが選挙の大前提だという認識しているのです。けれども、選挙チラシの印刷を見てくださいということで町長を含めて4人ということですが、たしか10人が立候補していました。7人の方は、そういうものを活用しない。選挙カーは私は必要ないと思って

いますので、それは抜きますけれども、そのようなはがきにしても私は、定められている限度内に収まっていますけれども、何かもう少し活用して町民の皆さんに知らせるべきだと思うのですけれども、出すべきだと思うのですけれども、そのようなことをしないため、選挙経費の削減のためにも私は選挙公報が必要でないか。そこに私は意義があり、立候補者がどのような考えで立候補しているのか、投票の基準になってくると思うのです。そういう面で私はぜひ取り上げていただきたい、制定していただきたいという考えを持っております。

そこで、課題解決、これについて質問を続けたいと思います。まず、答弁に先立ちまして、事務局は管内または道内で制定している条例だとか条例に付随する規則などを開いてみましたか。また、先ほどの課題を挙げた中で、その実施している市町村の課題等について聞いたことはありますか。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

各まちの規則等、条例等を確認したかというものに関しては幾つか、先ほど申し上げた近隣のものについては確認はしておりますが、確認しているということが1つ目のご答弁であります。

2つ目のほかのまちから、その関係のまちからそういう課題等を聞いているかという話ですが、確認はしておりますが、特にそのほうでその詳しい課題までは各まちからは聞き取れなかったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。そこで、課題解決のために、私は素人ですが、あるのではないかと、現段階でも課題解決はできるのでないかという立場に立っております。この課題は、壮瞥町だけの課題ではありません。違うまちは、5日間の日程が6日間になるわけではなくて、全国全部5日間です。そして、70%に達する市町村が取り組んでいる。それは、やはりいろいろな課題を解決していると思うのですけれども、まず選挙公報に限って言うと市町村は条例の中でいろいろと定めております。これは、読んでいくと特異的なところもありますけれども、大体似たり寄ったりな同じような表現で条例を制定しておりますけれども、まず答弁の中に印刷のことを触れておりましたね、選挙公報の印刷。この5日間の間に選挙公報を作成することの難しさ。けれども、これは全国的ではありませんけれども、例えば隣の洞爺湖町の場合、選挙公報に載せる原稿を候補者が作成して事務局に届ける。それを写真製版して印刷しますよということが規則の中に書いてあるのです。ですから、何も事務局がそれを作成するのではなくて、候補者が作ったもの、候補者の責任においてそれを発行する。ですから、何も私は期間内にできないなんていうことは考えておりません。そのまま印刷するのですよ、定められた大きさで。

それから、もう一つ挙げておりましたのが有権者に配布できるという事務的な課題ということがありましたけれども、今まで国政や道政、道の選挙などは自治会を通じてやっておりましたよね。それで、自治会の協力を得てやっております。そこで、ただ回覧式では時間がかかります。だから、町と自治会、住民との信頼関係において、自治会に配ったら班ごとに、大きなところは5つも6つも班あると思いますけれども、班ごとに班長さんが1戸1戸配っていく、そういう協力を得ながらやると私はそのようなことは解決できるのではないかな。

そのようなこといろいろ考えてみたのですけれども、また選挙公報の印刷、これは原版を直接頂いて、それを並べて印刷するのですけれども、多くの市町村は事務局において掲載順番を決めるというようなことを書いてあるのが多く見受けられましたけれども、そんな難しいことを言わないで選挙の受付順序でやれば受付と同時に編集していくことができるのです。そうすると午後5時までの間にきちっとしたものができる。ですから、時間的余裕が云々ということは私は課題にはならないと思います。そして、その印刷も聞くとところによると業者に頼んでいるところは多いようですけれども、壮瞥独特として、町内にある教育委員会だとか役場だとか議会事務局にあるコピー機をフルに活用してやると、大体お聞きしますと1分間に37枚程度印刷できるというものですから、例えば1,500枚印刷するとすると1ページ当たり40分できるのです。3台同時にやると裏表印刷したら1時間半見ればできることなのです。そういう工夫をしながら私はぜひ取り組んでいただきたいな、そんなことを考えておりますけれども、このことについてどのようにお考えなのか。

それは佐藤の空論と言われるかもしれませんが、やはり正しい情報を提供して、そして選挙に有権者が臨むということをやらなければならないと思いますけれども、また地域によっては職員寮があったりするのが壮瞥温泉です。50名の新しいホテルの宿舎ができた。その人は町のことについてほとんど接触がないと思います。そういう方々にも正しい情報を提供して、地方行政、選挙に参画できるような手はず、そういうためにもぜひ公報の発行は必要と考えておりますので、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、議会事務局長。

○議会事務局長（小林一也君） ただいま佐藤議員からのご質問ございましたが、議会公報の必要性についてということで様々なご提案をいただいたところだと思いますが、この任意制の議会公報を発行するには条例の制定が必要であるということがございまして、本会議で議員の皆様にお諮りするような形になろうかと思います。議員の活動、議会選挙活動に該当するものでございますから、こちらにつきましては内容等を精査、必要性等につきまして議会内部でも十分な検討、協議が必要になってくるかと思いますので、今後議会運営委員会、全員協議会等必要な場での協議、検討をした上で壮瞥町として公報発行の在り方についての結論を得ていく必要があるのかな

というふうに思っておりますので、その協議の際にはまた佐藤さんからご意見を賜ることもあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。選挙も令和9年4月です。条例を制定し、また規則を制定し、またその内容を町民の皆さん、立候補する皆さんにも理解してもらうためには早く、できれば私は令和7年第1回定例会ぐらいまでには提案できるような形で進めていただきたいという希望を持っております。これについては、今議会事務局長から議会でということがありましたので、ぜひ取り進めていただきたいという希望を添えて、1点目を終わります。

次に、2点目の町民みんなの協力による環境美化活動の推進について質問を続けさせていただきます。1点目の高等学校は毎年国道453の歩道の花壇に実習で育てた苗を植え、特に壮瞥町の商店街の環境美化に尽くされていることに私は感謝申し上げます。私は、この花壇の管理運営について、議会に籍を与えていただいて13年と9か月になりますが、この間この花壇に関して3回の一般質問をさせていただきましたが、今回も同じような質問をすることに私は情けないなという感じを持っております。私は、町の環境整備は必要であり、その地に住む皆さんの協力が必要と基本的な考えから質問します。皆さんにその現状を理解していただくために5枚の写真を準備しましたので、議長のお許しをいただきながら、皆さんに見ていただきながら質問させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど佐藤議員のほうから依頼ありました写真の提示については、許可いたします。

○5番（佐藤 恣君） 今事務局長が言われたように事前にお知らせしますので、今回は特例としてどうぞよろしくお願いいたします。

まず、この写真、これは高校生が植えてくれた花壇です。そして、この写真は9月1日に撮影しました。2枚目の写真を見てください、どうですか。これは、家の前に設置された花壇をその家の方が、上の2枚の写真は月に1回ないし2回草取りをして管理してくれているのです。また、下の写真は壮瞥川に架かる栄橋の上にある花壇です。これも併せてその方が草取りをしてくれているのです。けれども、同じ時期に植えた花が、高校生が管理してくれているといいますけれども、これは9月1日の写真ですので、多分夏休みが入ったので、できていなかったと思うけれども、花がほとんど咲いていない。こういう状況が今年だけでないのです。何年も続いているのです。こういう状況を私は一日も早く解決しなければならないと、そのようにいつも考え

ているのですけれども、町長、この写真見てどのように感じましたか。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） どういう感じを持っているかということでありますけれども、今質問を伺って、そういうことが散見されたときにまず町ないし教育委員会のほうにお話をいただければすぐ対応できる案件でなかったかなと、このように思っております。そういったところでもご協力をいただければと思っています。私も実態は、発見したときには教育委員会を通じて学校のほうにお願いをしたり、そのようなことをしているところでもあり、この場でお話をいただくのも改善につながると思いますけれども、発見して目に余るようなことがあった場合についてはその都度ご連絡をいただけるとより改善につながっていったのではないかと、このように思って今拝聴していたところであります。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。このことについては、今回だけでなく私前にも申し上げていたと思うのですけれども、なかなか改善されていない。それは、高校生がやっているところの足りない部分を地域の皆さんが協力してやるというような姿勢を私は持ってほしいと思うのです。私の自治会では、5月から11月まで毎月10日を環境美化活動日として設定して、地域内に植えている花壇3か所の草取りをしたり、また自治会館の周りの草刈りだとか、前庭に雑草が生えたら草取りをするだとか、そのようなことを長年やっております。けれども、そういう姿が年々町内から消えていくことに私は寂しさを感じているのです。

そこで、次にこの写真を見てください。これ3枚目です。これは、歩道に雑草が生えている。皆さんこのような状況をほかのまちに行ってみることがありますか。最初に見ていただいた写真の花壇を整備している人は、ほかのまちに行くとそんな雑草など生えているの見えないけれども、牡警は生えているので、せめて自分の家の前だけはこのことで何年も続けて、雑草といいますか、花壇の整備をやってくれているのです。そして、また自分の家の前の同じ方式で敷いている歩道の隙間には草一本ありません。そういうのを地域の皆さんが協力してやる姿勢。答弁を見ますと、国道に付随する歩道で管理は開発局ですと、年2回草刈りだとか除草を実施している、それ以外は地域の皆さんで花壇と除草作業をしていただいていると認識しておりますという答弁いただいておりますけれども、狭い町です。皆さんも通って、それを感じないこと自体が私は寂しいのです。そういう面で私はこのようなことのないようお願いしたいと、これは町にお願いするよりも地域の皆さんにお願いしたいのですけれども、町は地域の皆さんに花壇と除草作業をお願いしてと答弁がありましたけれども、どのような形でお願いしているのかなということ、これを優等生的な答弁をいただきますけれども、私はいつも答弁と一致しない現状を見ているものですから、何とかこ

れを一日も早く、来年からそのようなことのないようにすべきでないかなと。

その方策として提案ですけれども、歩道の除草、これについてはほかはコンクリートで一面ならしているところが多いので、雑草は生えませんが、滝之町のところは四角い基盤を並べているもので隙間に雑草が生えているのです。それを取るというのは大変な作業だと思います。そこで、私はその除去法として除草剤をまく。これは、顆粒というのですか、粉でなくて、水和剤といいますか、水の除草剤を先の細かいじょうろでその隙間にまいていく、そうすることによって、春先だとか夏だとか秋口にそれをやると、1年では根絶しないかもしれないけれども、2年くらい続けると今の状態を改善することができるのでないか。ですから、町とその地域の皆さんと協力して何とか取り組んで、そして来年からそのような雑草が生えている歩道のないように私は取り組んでいただきたいな、そのように考えておりますけれども、そのような考えはやはり町はすべきでない、開発局に一任すべきって考えているのか、このことについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） さきの答弁の繰り返しになりますけれども、町といたしましては環境美化についてはそれぞれの施設の管理に関する原則に基づき適切に実施されることに加え、議員ご発言のとおり自主的な活動が望ましいと、このように思っているところであります。一方で、全町的に人口減と高齢化が進んでいる中で活動の担い手がいなくなってきたという現状があると、これは活動が現在盛んなところでも同じ問題を将来抱えるものと認識しているところであります。2年前にもその前にも質疑を交わしておりますけれども、現実的な解決策について今ご提案をいただきましたけれども、そういうものも含めて道路管理者と協議の中でより改善に向けて努力をしていきたいと思っているところでありますけれども、現実と理想が違うところがあるのは当然かなと、このように思っている中で、そうした中で壮瞥町は地域の実情に合わせた環境美化に取り組んでいるのではないかなと、一部分を見るとそういったご指摘の箇所もあると思いますけれども、私なりに、2年前の答弁でも申し上げましたとおりいろんな団体が活動して環境美化についてはある程度は取り組まれているものと、このように認識もしているところでありますので、ご理解をいただければと思っておりますし、気がついた点がありましたら、目に余ることがありましたら、この議場ではなくて、議場でご指摘いただくのも結構なのですけれども、その時点でご提案を担当課並びに教育委員会のほうにご指摘をいただくというのもお願いしたいなと、このように思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました。そこで、次にこの写真を見てください。小さくて申し訳ありません。これは、公共施設として遊具を設置した遊園地です。これは

ちょっと小さくて、雪降ってから写真撮ったものですから、見づらいと思いますけれども、その地域に管理をお願いしますと言っているのですけれども、現実とは違います。ここにブランコがあるのですけれども、ブランコよりも大きく伸びた雑草です。これは、今年だけでなく何年も続いているのです。そういう状況を町は承知しているはずですが、私は情けないと、そんな気がして、また叱られるかもしれませんけれども、あえて取り上げさせていただいたのです。

ですから、先ほど町長の答弁に地域の高齢化だとか、そういう言葉ありましたけれども、そうするとこれからどんどん、どんどん高齢化していったら、そしてこういう状況が町内にずっとこのような状態が続いたら、私は本当にこの町に住んでいいのかなという疑問を持ちます。そういう面で、私はこのような公共施設として造ったものの管理をできないときは町がやはりやるべきでないかな。そうしないと、この写真は何年も同じことが続いている写真なのです。このことについてどのようにお考えになるのか伺いたいと、よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

町営住宅の団地内に遊具のある広場を整備しているのが全体で7団地ございまして、基本的には入居者の方々に管理をお願いしているところでございまして、そのような雑草が伸びてしまっているような団地については私の認識としては1団地なのかなというふうに考えております。7団地の広場につきましては、遊園地というか、遊具ということですが、子供向けの遊具を設置しているのですけれども、その広場の役割としては子供たちが使うというものに限ったものではなくて、入居者同士であったり地域住民の方々とのコミュニケーションを育む場所としても活用できるのでないかなというふうには認識は持っております。実際遊具のある広場につきましては、現状として子育て世帯の入居者がいる、いない、そういう入居状況によってもちょっと左右されて、それぞれの団地によって利用頻度が違ってくという現状も見受けられますけれども、町営住宅ということもあって入居者入れ替わって、また子育て世帯が入っていただけという場合もございますので、引き続き入居者の方には適正な管理は進めていってもらいたいという一方で、今回は1か所なのですけれども、その他の団地につきましては入居者の方々が皆さん力を合わせて管理していただいて、きれいな状況は維持していただいておりますので、その辺につきましては町営住宅管理する側としては感謝を申し上げたいというふうには考えてはおります。

町としても一概に、そのような団地があって利用されていないからといってそれを廃止するですとか撤去してしまうとか、そういうような考え方はしておりませんで、先ほど言ったように子供たちだけの利用に限定することなく幅広く使っていただきたいということで、そういうふうに多目的に利用できることから適正な管理方法についてはまた引き続き入居者の皆様方にもお願いもしていきたいですけれども、そ

うのような事態に陥っているという広場もございますので、そこら辺については今後検証する必要があるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 基本的な考え方分かりました。けれども、現実と基本的な考え方が一致していない面があることは、私は残念だなと、そういう気がしてなりません。

そこで、この写真を見てください、下の写真。これは今回だけでなく、このことについては前にも質問しているはずで。この写真、6 年度だけでなく何年も続いているのがこの写真なのです。同じ町職員でも自宅を建てて住んでいる皆さんは、家の周りの除草をはじめ、環境整備に本当に尽くされて、きれいな環境整備です。町で建てた住宅で町職員が入っているところを見ると、それは雲泥の差があるのです。それがいい例がこれです。場所は言いません。この写真を出すようになった経緯は、滝之町のある 80 歳代の高齢の方が、車の運転の方が久保内へ行ったら住宅が見えないぐらい雑草が生えている、あれでいいのですかということが問われたので、私は今回取り上げることにしたのです。町民の皆さんもこのような状態おかしいなと思っているのです。

そこで、こんな悪い面だけではありません。私が町内を回って、大変いい面もあります。これを紹介したいと思います。町内にある 1 棟 2 戸の住宅、1 棟 2 戸に 1 戸しか入っておりません。その方は、隣の空き家のところの草刈りをきちっとして、いつ行ってもきれいになっているのです。そのような心配りをしながら入居されている方もいるということをご紹介しておきたいと思います。

そこで、副町長は行政経験も長く、他の町役場でも勤務、副町長も務められたということをお聞きしておりますし、どのまちでも環境整備については課題を抱えておりますけれども、今まで経験したまち町と比較して壮瞥の現状をどのように認識、または感想を持っているか。そして、その解決のために今まであった答弁の内容でいいかどうか、そういう行政経験から副町長のお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 1 1 時 5 9 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、副町長。

○副町長（厂原 収君） 佐藤議員からご指名でございますので、私からご答弁させていただきます。

環境美化の関係で他市町村との違いについて、また答弁内容についてのご質問でございますけれども、道内各地、何か所か住んだことがある者として、市街地の環境状況なのですから、これといって大きな違いはないのかなというふうに考えております。基本的にどこのまちも一義的には管理者が管理をすると、あとふだんの環境整備、そういったものについてはその地域のやっぱり自治会ですとか個人の方に協力をいただいて管理をしている状況かなというふうに思っております。

先ほど壮瞥高校が国道沿いに花壇の設置という話がございましたけれども、遠軽町におきましては1企業、ある企業が国道沿いの花壇、これ年2回植えておりまして、その花壇整備に当たっては企業の方が苗を準備すると、あと植える作業については町民の方々に声をかけて、たしか日曜日の朝7時からだったと思うのですけれども、年2回ボランティアで町民の方に来ていただいて、それを植えるということをやっております。また、これは京極町になりますけれども、花いっぱい運動の一環だったと思うのですが、各家庭の花壇整備、花壇コンクールというのを毎年やっていました。その結果を広報紙に掲載していると。住んでいる町の地域のこれも環境美化の意識の向上を図るために実施しているのかなというふうに思っていましたけれども、そういうことを実施しているところもありました。あと、環境美化とはちょっと違いますけれども、新得町ではごみステーション、壮瞥町の場合はストックヤードと、あとごみの集積所、これ町のほうで設置しているという話ですけれども、基本的にはほかのまちは各自治会が対応している。自治会において準備をしていたということで、そういう意味では壮瞥町恵まれているなというふうに思っているところがございます。

以上、答弁になっているどうか分かりませんが、答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） ありがとうございます。私は、今副町長が話されたことも分かりますけれども、住民の意識、これをやはり変えていかなければならないのかな、そんな気がしてなりません。

そこで、最後の質問にしたいのですけれども、またこんなことを言うと町長から前もって話してほしかったという答弁いただくかもしれませんけれども、あえて、準備しておりますので、申し上げたいと思います。入居されていない住宅周辺の管理が欠けているのではないかな、そんな気がしてなりません。入居していない住宅のところ、周辺が草が伸び放題のところ、これを私は町内で見受けることがあります。そして、その隣の同じ1棟2戸でも入居していないところは草が生えている、入居されている方は草を刈っている、そういうおかしな光景が町内にあるのです。

ですから、今度最後の写真を見ていただきと思います。これはどこかということでは申し上げます。玄関前です。これは12月3日でしたか、写した写真ですけれども、このように駐車場を除いた以外の玄関前にこういう草が生い茂っているのです。そこは、私の知る限りでは町に関係ある職員の皆さんが入っている。町は一生懸命住

民の皆さんに草を刈りなさい、環境整備、入居したところは責任を持って刈ってくださいよと言っているにもかかわらず、多くの町に関係ある職員が入っているところがこういう状態なのです。だから、私は、一々申し上げるまでもなく、それぞれの職員の皆さんが自覚しているのではないかと思いますけれども、何とかこういう環境を一日も早くなくしていただきたいな、そんな思いで最後の写真を皆さんに見ていただきました。

そこで、私は3回にわたって環境整備について質問をさせていただいてきましたが、最後に町長、り望ましい環境整備の町の取組の在り方、また住民にこういうことを要望したいということで、今までの答弁の中にもありましたけれども、まとめて答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 答弁の繰り返しになりますけれども、町といたしましては環境美化についてはそれぞれの施設の管理に関する原則に基づき適切に実施されることに加え、自主的な活動が望ましいと、このように思っているところであります。また、一方で全町的に人口減、高齢化によって活動の担い手不足という課題もあり、現在活動が盛んな団体においても将来活動の担い手不足という課題を抱える懸念があるものと認識をしております。こうした中で、地域の実情に応じた現実的な解決策について議員の力もお借りして解決策を模索していきたいと、このように思っておりますし、ご教示を賜りたく、お願いを申し上げたいと思っております。

決して、一部管理が行き届いていないところがあると思っておりますけれども、ご指摘をいただいたものは改善しなければならないと思っておりますが、様々な団体が美化活動を実施しております、多くの民間団体や壮警高校、住民の皆様の自主的な活動により景観保全と環境美化が比較的維持されている町でないかなと私は思っているところでもあり、現状改善しなければならないところは改善に向け取り組んでいきたいと思っておりますし、気がついたところがありましたらぜひ、こういう場での質疑も大切ですけれども、気がついた点につきましては、繰り返しになりますけれども、ご教示をいただくなど、そして早期に改善に努めてお互いにいけるといいのではないかと、このように思っておりますので、よろしく願いをし、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森 太郎君） 次に進みます。

4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 私のほうから小中学校における英語の授業についてお伺いします。

3点ございます。1点目、小学校において低学年、中学年、高学年の授業内容についてそれぞれどのような内容なのか伺います。

2 点目、中学校で行われているフィンランド国派遣事業の派遣時点では、どのくらいのレベルでホームステイ先の家族との会話が行われているのかを伺います。

3 点目、今後はどのような点に注視して英語授業を進めていかれるのか、それをお教え願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 4 番、毛利議員のご質問にご答弁申し上げます。

1 点目の小学校における低学年、中学年、高学年の英語の授業の内容についてのご質問であります。令和2年度からの現行小学校学習指導要領に基づき、実施しております。まず、低学年、第1、2学年の実施はなく、中学年、第3、4学年は外国語活動として各学年週に1時間、年間で35時間、1単位時間は45分を実施することとしています。内容につきましては、聞くこと、話すこと、やり取り、話すこと、発表の3領域において、外国語による言語活動を通して外国語の基本的な表現になれ親しむことや外国語で伝え合う力の素地を養うこと、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することを目指しています。高学年、第5、6学年では、外国語科、英語として各学年週に2時間、年間で70時間、1単位時間は45分を実施することとしています。内容につきましては、聞くこと、読むこと、話すこと、やり取り、話すこと、発表、書くことの5領域において、外国語による言語活動を通して実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身につけることや気持ちを伝え合うことができる基礎的な力を養うことなど、コミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成することを目指しております。

2 点目の中学校で行われているフィンランド国派遣事業の派遣時点では、どのくらいのレベルでホームステイ先の家族との会話が行えているのかについてのご質問であります。今年度の派遣から中学校1、2年生を対象として事業を実施しました。生徒は英語における会話力に個人差がありますので、全体的な印象として申し上げますと、単語と身ぶり手ぶりで会話をする生徒や、生徒1人に1冊壮瞥町から寄贈しております「旅の指さし会話帳フィンランド」を活用してコミュニケーションを図っている場面もあることと考えます。自分が思っていたよりも会話ができなかった。派遣前にコミュニケーション能力を高めるという目標を立てて、ホストファミリーの両親や子供と楽しくコミュニケーションすることができて達成感を感じた。多様な方法でコミュニケーションが取れて楽しかったと様々な感想があります。自分の家族と離れ、文化や言語の違う国でのホームステイ3泊4日は、異なる言語や生活習慣に触れることにより、自国の文化との違いや共通点を見だし、幅広い視野を身につけることができる貴重な体験になると認識しています。

3 点目の今後の英語教育に係る留意点、方向性についてですが、これまでも取り組んできておりますが、まず小学校、中学校における学習指導要領の確実な実施であります。町といたしましても、継続してフィンランド国派遣事業を核として事前学習や、

先日 11 月 29 日に実施し、多くの成果が見られた派遣報告会などを充実させるとともに、学校教育と連携を図りながら事業全体のレベルアップを推進してまいります。本事業については、今年度より隔年実施となり、令和 7 年度はケミヤルヴィ市の生徒や関係者が来町する予定です。そうしたことも踏まえ、事前学習として小学生、中学生も参加できるような事業を企画立案していくなど、事前、事後学習のブラッシュアップを図ってまいります。フィンランド共和国との交流を 30 年以上継続してきた壮瞥町だからこそできる国際理解教育、外国語教育を推進する所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 4 番、毛利爾君。

○4 番（毛利 爾君） 答弁ありがとうございます。それでは、まず 1 つ目でちょっと気になることがありまして、低学年では実施がないということなのですが、以前は授業の始まる前か、僅か 5 分か何分かでしたが、たしか 1、2 年生でも単語を教えているようなことがあったと思っているのですが、今は全くなくなったということなので、これはどういうことなのかお教え願います。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

小学校の英語授業の取組について、3 年生からの外国語活動と 5 年生からの外国語ということで、低学年に対してはということでございますが、以前は生活科ですとか総合的な学習で国際理解教育の授業として英語を使用して体験的な取組を実施していたこともあったというふうに認識しております。現在は、先ほど答弁もありましたが、3、4 年生で外国語活動を週に 1 回、年間 35 時間という時数で学習していますし、5、6 年生は外国語で教科として週 2 回、年間 70 時間という時数で学習しております。それで、1、2 年生、低学年に対してはということでございますが、スポーツ振興のほうで実施しておりますキッズスポーツ教室で、その参加者に対してになります。外国語指導助手も参加して活動をしていますし、社会教育事業の中では英会話教室を実施して、その中でキッズクラスを設けて小学生向けの取組を行っております。さらには、保育所で週に 1 回、外国語指導助手を招いて簡単な挨拶ですとか歌、ゲームなど英語に親しむ取組を実施しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 4 番、毛利爾君。

○4 番（毛利 爾君） 今のご答弁を聞きまして、保育所のほうでも簡単なコミュニケーションを取れるようなことをやっているとということで、それはとてもいいことでして、私らなんかたまに英語の番組を見ることあるのですけれども、聞けないのです。書くことも満足にできないのですけれども。だから、保育所ぐらいの小さいときからネイティブの英語、発音、これは書けなくてもいいのです。読めなくても。耳で聞いているだけで英語に対して理解力が深まるので、保育所からやっているという

のはすばらしいなと思います。すばらしいのですから、せっかくそれが保育所で行われて地遊スポーツクラブでもやられて、3、4年の外国語活動、それから5、6年の外国語授業となる。1、2年がちょっともったいないなと思うのです、その2年間で途切れるのが。それこそ、再度言うけれども、朝の自習の時間みたいなとかあれば、5分ぐらいでも、少しでもそこをつないでいくと5、6年にもっとつながっていいのではないかなと思うのですが、そこはどういうお考えでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

1、2年生から英語に親しむですとかコミュニケーション取るといったことで、3年生からの外国語活動、それから5年生からの外国語につながっていくのではないかなということでございますが、当然先ほど申し上げた取組も行っていますし、外国語指導助手が小学校に行っている時間もありますので、例えば休み時間ですとか、そういった時間については1、2年生、低学年も触れ合いながらコミュニケーションを取っているという現状でございますので、まずそういった取組から始めて、継続した英語、外国語活動、外国語につながっていけばいいなというふうに思っています。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 今休憩時間においてもコンタクトがあるということであれば常に親しんでいくことができ、それはすばらしいなと思います。ありがとうございました。

それで、2点目のフィンランド国へ行ってからのコミュニケーションの取り方です。どの程度かということで、先ほどのフィンランド報告会も私も行って聞いてみますと、以前から時々フィンランドへ行ってきた中学生に声をかけたのですが、大体は手もあれば足もあると、それで何とかコミュニケーションは取れたと。以前にも英語は一切しゃべれなくても何とかできた。だから、実際にフィンランドで、町民の一部では子供をこんなところへやってどうするのだという意見も前に聞いたことがありますけれども、やっぱり異国の国での体験というのはすごく心に残るといえるのか、感動するものがあるのです。私も30ちょっと前にドイツへ行ったのですが、仕事関係で、そのときは今よりも単語も何も知らなくて、床屋に行ったら、分からないから前の人のやつを何度か見てそこら辺を適当に当てて言う。食べ物も注文満足にできないから、周りの食べている人を見て、指さして言う。たまに発音したソーセージが聞き取れなくて何も答えが返ってこなかったという、そういう経験したのですけれども、外国へ行ってその文化に触れてきて、その体験が後々になってもずっと生きていきます。何とでもできるのだなと、しゃべれなくても。

だから、この事業はずっと続けてほしいなと思っていますし、これでレベルはどうかって言ったけれども、実際には英語のレベルはどうでもよくて、結局そこへ行って積極的に取り組んできてもらいたいなと思います。報告会でも、何か目標を立てて行

ったのだけれども、それできなかったとか、あと全然やれなかったというのがあったので、せっかく行ったのだから、目標を立てたのなら、それに対してもっと積極的に行って自分で体験してほしいかなと思いますので、これからは隔年でありますから、そのときに自分で調べたいこと、やってみたいことあれば積極的にやっていくように指導もしていただきたいなと思っております。

あと、3点目の今後の英語授業について、これはこのとおりで分かります。いいのです、これで。ただ、最近私も少し英語の番組を見たりなんかしていると以前よりも増して和製英語が気になり出して、子供たちにとどき学校帰りに会ったときにちらっとしゃべってみると大体分かっていない。だから、どういう場面で教えたらいいいのか、そこら辺の対策というか、何か考えていられるところがあるのでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

子供たちと触れ合う中で和製英語がちょっと気になるなということでございましたが、先ほどもお話いたしました、小学校、中学校にも外国語指導助手が参加しております。毎回その授業の中で児童生徒はネイティブな発音を聞いておりますので、外国語によるコミュニケーション能力の向上につながっているというふうに思っておりますし、また小学校におきましては北海道教育委員会より指導工夫改善加配という加配教員を1人つけていただいております、小学校の外国語活動、それから外国語、それから中学校の英語というところでやっておりますが、その中で中学校の英語教師を小学校へ派遣して、いわゆる乗り入れ授業をして理解度の向上に向けて取り組んでいっていますし、また小中一貫教育での国際理解教育として小学校3年生から中学校3年生までの系統性と連続性の見通しを立てて指導しているところでございます。中学校におきましても英語力の向上ということで先ほどの指導工夫改善加配を活用して、個に合わせた指導といいますか、少人数による習熟度に分けた指導も行っておりますので、それぞれのレベルはあるにしても個々の英語能力の向上にはそういった取組はしているというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、フィンランドの体験では、それぞれやはり積極的に子供たち取り組む姿勢はあるのですが、この間の報告会でもなかなか消極的な子供もいると、個人差がありますので、あるいは向こうに行って歓迎セレモニーで立派に英語でスピーチをしたという生徒もおりますので、またこれからはそういった取組を継続してやっていければなというふうに思っております。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 分かりました。そのとおりお願いしますが、もう一つ、先ほど言った和製英語に対しては何か取組とかしているのか、それをちょっとお聞きしたかった。

それと、あともう一つ確認、加配されているということは英語授業においてはティーチャーでやっている、ということなのですか。お願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） 和製英語に対しての取組ということでございますが、それぞれ授業の中でそういった和製英語にならないような、ならないようにしていきますか、使わないような指導は一部あるかというふうに認識はしております。

また、指導工夫改善加配、それにつきましては英語の教員を1人配置しておりますので、先ほど申し上げました習熟度に分けて2クラスに分けるのですけれども、それぞれのクラスに教員が入ってというふうに指導しているのが実態でございます。

○議長（森 太郎君） 4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 分かりました。それでは、最後といたします。ただ、先ほど和製英語につきましては授業の中で使わないようなことをなされているのではないかと思いますけれども、ふだん私たち気楽に使っている言葉としては、フライドポテト、これ通じないです。それから、ボールペン、これも通じないです。シュークリーム、これも違います。ソフトクリーム、これも違うのです。何かいっぱいあるのです。だから、そこら辺も何か機会あれば教えておくと、フィンランドではないけれども、外国人が来て何か注文したときに聞いたときには、それが何だろうなって分からなかったら何にも言えないし、こっちで注文するときも、向こう行ってね、例えばほか、ほかでもいいのですよ、グアムへ行こうがフィリピン行こうが、行ったときに日本語の感覚でそれを言ってしまうと通じないので、どこかでこういうのを教えられたらと思いますので、今後その検討を含めてお願いしたいと思います。

これで質問は終わります。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

ふだんの学習でもそういった指導はしていると思いますし、フィンランド派遣の事前学習でも例えば簡単なものを頼むときとか、あるいはこれをお願いしたいとかいったときにはこういう言葉を使うのですよというような単語の指導ですとか、そういったことは事前学習等で行っておりますし、生徒同士でもそういった自分たちを高め合うような取組もしているというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君が欠席のため、次の質問者に進みます。

6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 議長より発言の許可がありましたので、発言通告に従いまして私の町政に対する一般質問をさせていただきます。

質問事項、脱炭素政策の問題について、質問要旨、現在政府は2050年カーボンニュートラルの実現のために経済と環境の好循環をつくるための産業政策や成長が期

待できる産業分野の実行計画をまとめたグリーン成長戦略の取組を進めております。カーボンニュートラルとは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を全体として実質ゼロにするということです。しかし、カーボンニュートラルの主力として期待されている太陽光発電などの再生可能エネルギーは様々な問題を引き起こしております。例えば近年では太陽光発電に関する大規模火災が数多く報告されています。本年1月13日には和歌山県すさみ町において山火事が発生し、近くにメガソーラーがあったため、感電の危険から通常の放水ができず、消火活動が困難となったことを現場の消防本部が伝えています。メガソーラーには蓄電池も設置されており、この蓄電池として使われるリチウムイオン電池は発火した際、水と爆発的な反応を起こしたり、消火活動に利用した水が汚染され、そのまま流すと環境汚染にもつながります。そこで、次のように伺います。

①、本町ではどのような脱炭素対策関連事業を行っているか。また、その予算規模や国からの交付金割合、事業内容はどうなっているか。

②、当該事業でどの程度の二酸化炭素の削減が見込まれるか。それにより、地球温暖化の抑制に何度分の貢献ができると見込んでいるか。

③、脱炭素事業が環境破壊の原因となり得ることを理解しているか。

④、全国では条例にソーラーパネルの問題を明示し、対応を行っている。条例で定めることで事前許可を求めたり、立入調査や措置命令、罰則が定められるのと同時に、大規模な事業者に対して協定の締結を義務づけるなど実効的な規制を行うこともできる。そうした条例を研究し、本町に即した条例を策定するのはいかがか。

以上、お願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 6番、湯浅議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の脱炭素対策関連事業についてであります。現在町では令和元年に策定した地球温暖化対策実行計画、事務事業編に基づく庁舎と施設の電気、燃料使用量の削減に取り組んでいるところです。また、令和5年2月には壮瞥町ゼロカーボンシティ宣言を行い、今年度はその取組を全町的なものにするため、環境省の地域脱炭素実現に向けた再生可能エネルギーを最大限導入するための計画づくりを支援する事業を活用し、壮瞥町地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定しているところであります。予算規模は1,091万7,000円、国の補助金の交付率は4分の3であります。現在計画策定に向けて地域の二酸化炭素削減目標や再生可能エネルギーの可能性等を踏まえた目標、その達成に必要な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制等について調査等を行っているところであり、年度内の計画策定を予定しているところであります。

2点目の二酸化炭素の削減見込みについてであります。実行計画事務事業編の取組では、令和4年度、2022年度の温室効果ガス排出量調査では平成25年度、2013年度に対し29.4%削減となっております。国では、令和12年度、2030年度までの二酸

化炭素削減目標は平成 25 年度、2013 年度比で温室効果ガスを 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることも表明されていますので、本町における計画においてもその目標に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、二酸化炭素削減による地球温暖化の抑制の温度を算出することは困難であり、具体的な温度をお示しすることはできませんが、削減した分、地球温暖化の抑制に貢献できているものと考えます。

3 点目の環境破壊の原因になり得るかについてであります。メガソーラーの建設などでご指摘の懸念はあるものと認識しており、具体的な取組に当たっては環境に及ぼす影響に十分留意する必要があると考えております。

4 点目のソーラーパネルの規制などに関する条例の制定については、幾つかの自治体で取り組んでいると認識しているところであり、今後情報収集し、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（森 太郎君） 6 番、湯浅祥治君。

○6 番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきます。

ただいま予算規模について 1,091 万 7,000 円の事業ということでございますが、具体的な事業はどのような内訳でございましょうか。

また、各事業に重要業績評価指標 K P I、キー・パフォーマンス・インジケーター、これは目標設定をするものなのでございますが、そういう設定などはされているでしょうか。特に今回のこちら、1,091 万 7,000 円の事業によって年当たり何トンの温室効果ガスの削減効果を期待できるのでしょうか。また、その算出根拠は具体的に示せるのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今町長答弁申し上げました予算規模の 1,091 万 7,000 円につきましては、地球温暖化実行計画の施策編をつくるための経費でありまして、委託料というものののですけれども、専門の業者さんをお願いをしてつくる委託料となっております。中身につきましては、計画の策定もそうですし、いろいろな住民のアンケート調査を行って、それをまとめたり分析したりですとか、あといろいろな基礎資料を集めたりですとか、あと各種これを策定するために委員会とかもあるのですけれども、それらの委員さんとの委員会経費ですとか、あと説明したりとか、あとはそういうやり取りですとか、そういったものの経費となっております。支払いは委託料ということなのですけれども、総額で 1,091 万 7,000 円というふうになっております。この経費というのは計画をつくるための経費でありますので、先ほど申し上げました K P I というのでしょうか。

か、そういう設定とかはない状況であります。あくまでも計画をつくるための経費ということで計上させていただいております。

それと、削減目標という話がありまして、削減目標ついてなのですけれども、脱炭素の削減目標、国では2030年度、令和12年度までに2013年度、平成21年度に比べて二酸化炭素の排出量を46%削減という目標を掲げておりまして、町もそれに向けて進めていきたいというふうに考えております。それで、具体的な数字ということだったのですけれども、今取り組んでいる地球温暖化対策実行計画の事務事業編、これは公共施設になるのですけれども、こちらのほうは平成25年度における二酸化炭素の排出量、こちらは二酸化炭素排出量で2,520トンでした。この2,520トンというのは、公共施設の電気ですとか灯油ですとか、あと公用車のガソリンですとか、そういったものを使うのですけれども、それに環境省が示す係数を掛け合わせると算出することができるのですけれども、その結果が平成25年度で2,520トンということでした。これが令和4年度、2年前なのですけれども、では同じように公共施設の電気ですとか、公用車のガソリンですとか、施設の灯油ですとかから出る二酸化炭素量が1,778トンということで、742トンの減少ということになっております。さらに、令和12年度の目標、46%減ということになるのですけれども、それでいきますと平成25年度のときには2,520トンあったものが令和12年の目標では1,361トンまで減らすというような目標となっているところであります。これが事務事業編、公共施設におけるものであります。

それと、今つくっております地球温暖化対策実行計画区域施策編というものなのですけれども、こちらは全町的なものになるのですけれども、こちらは平成25年度の二酸化炭素排出量、実は環境省の自治体カルテというがありまして、全国の市町村の状況が公表されているのですけれども、当然壮瞥町のカルテもありまして、それによりますと平成25年度の二酸化炭素排出量が壮瞥町2万5,616トンというふうに公表されております、環境省のホームページに。同じように令和12年度、2030年度の目標なのですけれども、46%減少ということでいきますと2万5,616トンが1万3,832トンまで減らすということで、削減の量は1万1,784トンの目標ということになっております。一応国も町も46%減を目標ということなのですけれども、具体的な量でいくと今言ったような形になります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。今具体的な数字が出てきて本当によかったと思いますが、先ほどのご答弁の中でもおよそ30%の削減が実現できたということでございますが、要因はどう分析されているか。また、例えばキヤノングローバル戦略研究所の杉山大志研究主幹は、日本の温室効果ガスの排出について、2013年以降日本のCO₂は減少を続けており、同じペースで直線的に減れば2050年

にはゼロになる。だが、その理由は何か。8割方は産業空洞化で、省エネや再エネではなくて、一体政府は何を自慢しているのか。このままCO₂が減り、ゼロになれば産業も壊滅してゼロになると述べております。我が町ではいかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、先ほどの答弁の中で、約 29.4%ですか、約 30%の減少の要因ということなのですが、この目標達成に向けての取組としまして事務事業編で書かれている取組としまして、これは計画の中にも載っているのですが、その中で電気量の使用の削減ということで、こちらは例えば、公共施設なものですから、昼休みの消灯ですとか、勤務時間外の不要箇所の消灯ですとか、あと事務機器、OA機器の電源を小まめに切るですとか、あとは勤務終了後の早期退庁、あと電気製品を購入する際に省エネタイプにするといったような取組。あとは、施設の燃料使用量の削減ということで、事務室の冷暖房については適正な温度管理を行ったり、あとクールビズですとか、ウォームビズを取り入れたりといったような取組、あと公用車の燃料使用量の削減ということで、急発進、急加速などはせずに経済走行に努めるですとか、あとは小まめにエンジンを切るですとか、あと公用車を入れ替えるときなんかですと小型車ですとかハイブリッド自動車のほうの導入を図るとか、そういったような取組をしていく中で二酸化炭素量が減っているということもありますし、あとは施設が例えば久保内小学校、中学校、大きな施設が休校だったり廃止になったりとかして減っている部分もありますし、あとちょうどコロナが蔓延していたということもあって公共施設があまり利用されなかったというのもあったり、いろんな要因があります。いろんな取組をした結果、あとは公共施設が使われていなかったと、そういったような意味で二酸化炭素排出量が減っているという要因というふうになっております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） それでは、また再質問を続けさせていただきます。

キヤノングローバル戦略研究所の杉山大志研究主幹によれば、IPCC、気候変動に関する政府間パネルの報告書から、CO₂を1兆トン排出すると地球の平均気温はおよそ0.5度上昇します。すると、日本の年間排出量は10億トンなので、1年での気温上昇は僅か0.0005度のみと分析しています。こうしたCO₂を1兆トン排出すると地球の平均気温はおよそ0.5度C上昇という仮定に基づけば、我が町が削減した温室効果ガス、先ほど答弁されたと思うのですが、その中で地球の気温上昇は何度分抑制できたということになるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁。

〔発言する者あり〕

○議長（森 太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時51分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町の排出する二酸化炭素量の抑制に対する温度への影響ということなのですが、本当に僅か、ゼロに近い、本当に効果があるかないか分からないくらい少ないのだと思います。ではあるのですが、二酸化炭素、CO₂の削減に向けている取組は進めていきなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁本当にありがとうございます。再質問をもう一度させていただきますけれども、環境に及ぼす影響に十分留意する必要があるとご答弁をいただき、前向きな姿勢を示してくださったことと考えております。ありがとうございます。

次に、具体的にどう留意していくかが重要になると思いますが、その手引として参考になるのが総務省から出ている今年3月6日に発表した太陽光発電設備等の導入に関する調査結果に基づく勧告です。こちらは、周辺住民のトラブルも含めて包括的に問題点や改善策がまとめられています。こうしたものを参考にして、我が町が抱えている問題点や、あるいは再エネ導入に当たっての潜在的な問題になり得るポイントを洗い出して今後の対策につなげていくのはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今議員おっしゃられた総務省から出ているもの、大変申し訳ありません、ちょっと把握はしていなかったのですが、いろんなそういう資料があると思われまして、そういったものを参考にしながら適切に進めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 先ほどそういう資料もあるということで、活用していただけるということだと思いますが、もう一つありまして、総務省の太陽光発電設備の導入に関する調査結果報告書によれば、経産省と地方公共団体が情報共有する手段として情報提供フォームがあるが、7割以上の市町村で知られておらず、経産省に対し情報共有や相談できる認識がなされていない市町村があると指摘されています。本町においては、そうした情報提供フォームを有効活用していくのはいかがですか。お願い

たします。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今議員おっしゃられたフォームですか、経済産業省と総務省のほうから出ているフォーム、申し訳ない、私もそういうの知らなかったとか、把握はしていなかったんで、そういうのがあるということであれば、そういうのも今後利用というか活用、そういうことを検討していければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ぜひ情報提供フォームを活用していただきたいなと、そう思います。

そこで、先ほどの問題点の中にあるのですけれども、町で進める脱炭素の事業の費用について維持管理費等のライフサイクルコストを含めて検討しているかどうか。例えば公共施設に太陽光パネルを設置する場合、設置費用だけでなくメンテナンスや解体、廃棄費用なども必要になります。また、太陽光パネル等は有害物質を含んでいます。行政の責任として適切な廃棄まで含めて考えるべきです。脱炭素の事業の導入については国から多額の補助金がありますが、国は維持管理や廃棄のところまで面倒を見てくれません。そうした観点からも、導入経費だけではなくて維持管理や廃棄費用等のトータルコストを含めた再検討が必要と考えておりますが、いかがですか。

○議長（森 太郎君） 答弁。

〔発言する者あり〕

○議長（森 太郎君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

今回の計画策定の中で検討したものではございませんけれども、今壮瞥中学校の建て替え事業を進めている中で、再生可能エネルギーの導入ということで太陽光パネルはどうなのだということを一度検討したことがございます。具体的な数字についてはちょっと今持ち合わせてはいないのでございますけれども、イニシャルからランニング、最終的なライフサイクルコストまで含めると効率的ではないとか、そういう試算になったものですから、現在については所要の電源を使うという方向で中学校の整備を進めておりますので、今後も何かしらそういう整備の際には検証しながら、その辺を採用するかどうかについてはその時々で検証しながら進めていきたいというふうに考

えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6 番、湯浅祥治君。

○6 番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。先ほどの答弁の中で条例の研究を進めていくという前向きなご答弁をいただき、ありがとうございます。研究に当たっては、そうした条例を制定した自治体への視察を行うというのはいかがでしょうか。この近隣でも多分条例を制定されている市町村があると思うので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

ソーラーパネルなどの規制に関する条例ということなのですが、幾つかのまちで条例制定しているというのは認識してはいます。そのまちから情報収集したりとかは今後していきたいなというふうに考えております。今視察という話でしたけれども、いろいろ情報を収集する中で研究する中で、そういうお話を聞きに行ったりとか、ちょっと見せてもらいというのがあればそういうふうにもしたいと思っておりますけれども、まずは研究するに当たって情報収集をしたり、順を追って進めていければというふうに考えております。その中で必要となれば、お願いして視察ということもあり得るのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6 番、湯浅祥治君。

○6 番（湯浅祥治君） ぜひ情報を収集して条例を制定していただければ幸いです。

最後に、脱炭素政策の問題点について私の考えをまとめさせていただきます。結果的に地球温暖化の気候変動を口実にして太陽光発電などの再生可能エネルギーを普及させることは、景観を損ない、自然を破壊する行為であり、気候変動対策でなく環境破壊政策とでも言えるものです。天然記念物も生息する自然の宝庫の釧路湿原で、太陽光発電の乱開発でソーラーパネルの海みたいになっていると話題になっています。さらに、コスト面でのデメリットが大きく、電気料金の高騰をもたらし、国民に大きな負担を負わせ、日本経済に大きな打撃を受けることが予想されます。今年4月の北海道電力の電気料金は、電力大手9社の中で最も高く、1位となりました。そのほかにも、世界の太陽光パネルの9割は中国で製造され、その半分が新疆ウイグル自治区が関係していると言われています。中国共産党の新疆ウイグル自治区でのジェノサイドの後押しをすることや将来的な廃棄処理の問題など、太陽光発電等の推進はあまりにも多くの問題点を抱えています。これらのことから、政府が進めようとしているグリーン成長戦略GXの推進には危険な面があるのではないのでしょうか。

世界では常識と思われ、誰もが信じていること、宗教的な信仰以外で信仰が立って

いるものは世の中に数多くあります。その中には実際には単なる仮説や思いつきであれば、誰かが言い出ただけのこともあるのです。ですが、そうしたことを丸ごと信じてしまうような傾向が日本人には結構あります。そんなものにだまされて信じ込むようなところがあるので、本当に気をつけたほうが良いと思います。これは、赤信号、みんなで渡れば怖くないという姿勢であり、誰もが渡るのであれば赤信号であっても構わない。やらないときにはみんながやらない、やるときにはみんながやる。これは、絶対に安全だと思うものについて多くの人が相乗りするというスタイルです。

これは、地球温暖化の問題についてもよく当てはまります。人々は、CO₂の量が増えると地球は温暖化、気候変動がたくさん起き、世の中いろんなことが悪いことがはびこるということを無抵抗に信じていますが、これは一つの仮説にすぎません。気象学者が立てた単なる仮説でしかないのです。実際気候変動のモデルは、過去の観測データも再現できず、モデルと観測データ予測を一致させるよう、つじつま合わせを行うチューニングをしてシミュレーションを行っているのが現状です。また、昨年の地球の平均気温は観測史上最高を記録しましたが、これは都市化によるヒートアイランド現象の影響も大きいです。ヒートアイランド現象は、太陽光パネルを並べても解決しません。むしろその分メガソーラー等で緑地が削られれば、かえって状態が悪化するおそれすらあります。ヒートアイランドのほか、温暖化は太陽の活動の影響も受けます。こうした様々な要因は軽んじられて、全てをCO₂の責任にする風潮は問題があると考えています。

実際にはCO₂にはプラスな面もあります。CO₂は、植物にとっては食べ物です。CO₂がなければ植物は光合成を行えません。CO₂の濃度が増加すると農作物の生産力や緑地の拡大が促進されると知られており、逆にCO₂の濃度を減らしてしまったら、かえって食料生産が減少したり、どんどん砂漠が増えてくる可能性すらあります。もちろん気候変動に対して何らかの対策をしていくことは必要です。しかし、私見ではありますが、CO₂の増加によって地球は温暖化、破滅的な最後を迎えるという考え方は一種の終末論であり、そうなることはあり得ません。一部の科学者は地球の平均気温が1.5度上昇すると壊滅的な気候変動を引き起こすと主張しますが、2023年には既に1.48度高くなり、ほとんど1.5度C上昇してしまいました。これは平均ですので、多くの地域では1.5度を上回っていたことを意味します。しかし、皆さんもご存知のとおり、一部の科学者が主張するような破壊的な現象は起きていません。アメリカの大きな熱波の頻度も変わっていませんし、サイクロンやハリケーンの頻度もほとんど変わっていません。ですから、危機をあおって性急な温暖化対策を駆り立てることは非常に問題です。それは、結局のところ原始時代に返れと欲しているものであり、実は大企業や資本主義の発展を妨げようとする細工運動であり、姿を変えたマルキシズムです。これに気をつけなければいけないのではないのでしょうか。

それでも無理に脱炭素政策を進めれば、企業倒産、食料不足、国の財政赤字、地域

の砂漠化は進み、終わりがかえって近づいてくることになりかねません。そもそも地球が温暖化する原因は、多様な要因であるにもかかわらず、CO₂に決め打ちして地球の温度を人為的にコントロールできると考える自体が大変傲慢なことではないでしょうか。環境を変えようとするのではなくて自分自身を変えていくことで人類は進化し、発展してまいりました。そのように人類はいろいろな時代を経験してきているので、その都度、その都度知恵でもって障害を乗り越えていくべきと思います。本町におきましても安易に脱炭素のはやりに左右されるような政策決定を行うのではなくて、冷静に費用と効果を十分に比較しながら本町の環境を守り、また持続可能な発展につながる政策を知恵でもって決定していくことが必要であると考えます。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 太郎君） これで答弁は要らないということよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は午後2時15分といたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時15分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第56号ないし議案第63号について

○議長（森 太郎君） 日程第6、議案第56号ないし議案第63号についてを議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和6年第4回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第56号から議案第63号までの8件であります。その内容についてご説明いたします。

1ページになります。議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴い、関係条例の整理を行うものであります。

本条例の内容についてであります。第1条では壮瞥町情報公開・個人情報保護審査会設置条例について、第2条では壮瞥町行政不服審査会条例について、第3条では壮瞥町個人情報保護法施行条例について、第4条では壮瞥町議会の個人情報の保護に関する条例について、それぞれ条文中の懲役とあるのを拘禁刑に改めるものであります。

附則第1条ではこの条例は、令和7年6月1日から施行することとし、第2条では罰則の適用等に関する経過措置を、第3条では人の資格に関する経過措置を規定しております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

4ページになります。議案第57号 壮瞥町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、行政財産の使用許可に当たり、電柱類等の設置及び自動販売機を設置する場合の使用料について規定するほか、併せて文言修正等を行うものであります。

改正の内容についてであります。第2条、土地の使用料の規定にただし書を追加し、電柱類等の設置に係る使用料につきましては、壮瞥町道路占有料徴収条例の規定と同じく北海道道路占有料徴収条例第2条の別表に定める額とするとともに、第4条では1項を加え、自動販売機を設置する場合の使用料を1台当たり年額6,000円と規定するものであります。

附則第1項ではこの条例は、令和7年4月1日から施行することとし、第2項では経過措置について規定しております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

6ページになります。議案第58号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、北海道国民健康保険運営方針において令和12年度をめどに全道市町村の保険料税水準の統一を目指す中、各市町村の保険料税の賦課方式につきましても3方式、所得割、均等割、平等割に一本化することが示されており、現在本町が採用している4方式、所得割、資産割、均等割、平等割から資産割を段階的に廃止するための改正であります。資産割につきましては令和7年度から3年間かけて段階的に引き下げ、令和9年度から廃止することとし、資産割廃止に伴う税込減額分につきましては所得割等に転嫁しようとするものであります。また、毎年道から示される標準税率、いわゆる全道統一保険料税率に向けた指標ですが、これに近づけるための改正も併せて行い、令和12年度の統一保険料税率への移行段階で被保険者の負担の変動を抑制しようと考えております。

本条例の内容につきましては、この考え方に基づく令和7年度分の税率改正であり、具体的には第3条の医療給付費分の所得割額を100分の5.64から100分の6.07に引き上げ、第4条の医療分の資産割額を100分の23.5から100分の15.7に引き下げ、第5条の医療分の均等割額を1人について1万6,000円から1万8,000円に引き上げ、第7条の後期高齢者支援金分の資産割額を100分の15から100分の10に引き下げ、第8条の介護納付金課税被保険者の所得割額を100分の1.70から100分の1.72に引き上げ、第9条の介護分の資産割額を100分の12.0から100分の8.0に引き下げるものであります。また、軽減世帯の均等割額につきましては、医療分の均等割額引上げに伴い、第21条第1号の7割世帯分を1人について1万1,200円から1万2,600円に、同条第2号の5割世帯分を1人について8,000円から9,000円に、同条第3号の2割世帯分を1人について3,200円から3,600円にそれぞれ引き上げるものであります。

附則第1項ではこの条例は、令和7年4月1日から施行することとし、第2項では経過措置について規定しております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

8ページになります。議案第59号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者として、下記の者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地ですが、壮瞥町森と木の里、壮瞥町字東湖畔3番地1ほか、壮瞥町農村環境改善センター、壮瞥町字南久保内145番地8、久保内ふれあいセンター、壮瞥町字南久保内151番地3、ゆーあいの家、壮瞥町字滝之町290番地44、壮瞥町郷土史料館・横綱北の湖記念館、壮瞥町字滝之町294番地2、壮瞥町パークゴルフ場、壮瞥町字滝之町290番地21ほか、以上の6施設であります。

2の指定管理者につきましては、住所は有珠郡壮瞥町字南久保内139番地9、名称は特定非営利活動法人そうべつ地遊スポーツクラブ、代表者名は理事長、千田重光であります。

3の指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間であります。

本件につきましては、令和6年11月21日に開催された指定管理者選定審議会において募集期限の11月12日までに申請のあった特定非営利活動法人そうべつ地遊スポーツクラブ1者から提出された事業計画書等について審査が行われた結果、指定管理者として適当である旨の報告があり、この審査結果を踏まえ、特定非営利活動法人そうべつ地遊スポーツクラブを当該施設の指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであります。

9ページになります。議案第60号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者として、下記の者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地ですが、仲洞爺野営場テントサイト、壮瞥町字仲洞爺国有林 415 林班ソ小班ほか、来夢人の家、壮瞥町字仲洞爺 30 番地 10 ほかであります。

2 の指定管理者につきましては、住所は有珠郡壮瞥町字滝之町 286 番地 75、名称は一般社団法人そうべつアウトドアネットワーク、代表者名は会長、山本勲であります。

3 の指定期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年間であります。

本件につきましては、令和 6 年 11 月 21 日に開催された指定管理者選定審議会におきまして募集期限の 11 月 12 日までに申請のあった一般社団法人そうべつアウトドアネットワーク 1 者から提出された事業計画書等について審査が行われた結果、指定管理者として適当である旨の報告があり、この審査結果を踏まえ、一般社団法人そうべつアウトドアネットワークを当該施設の指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであります。

続いて、10 ページになります。議案第 61 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）について。

令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 57 億 7,083 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 6,242 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58 億 3,325 万 8,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

第 3 条、債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 4 条、地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。19 ページになります。総務費、企画費、企画費で 714 万 5,000 円の追加となります。その内訳になりますが、行政情報システム運用管理事業の西いぶり広域連合負担金（電算）で 84 万 5,000 円の追加となります。総合行政システム標準化移行経費の追加負担分が発生したため、計上するものであります。ふるさと納税事業の手数料で 530 万円の追加となります。ふるさと納税事業の中間事業者の変更に伴うシステム手数料の納付時期の変更などにより既定の予算に不足が生じるため、計上するものであります。定住促進・まちづくり推進事業の持ち家住宅取得奨励交付金で 100 万円の追加となります。既定の予算では 6 件分 600 万円を計上しておりますが、現時点で 7 件の利用が見込まれるため、必要な経費を計上するものであります。

胆振線代替輸送業務費で 82 万 9,000 円の追加となります。胆振線代替バス運行維持費補助事業の代替バス運行維持費補助金になりますが、燃料費の高止まり、人件費や車両修繕費の増加等により市町村負担額が増額となったため、不足分を計上するものであります。

ふるさと応援基金費で 530 万円の減額となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと納税事業の手数料の増加に伴い、積立金額を減額するものであります。

民生費、社会福祉費、子ども医療費で 170 万円の追加となります。子ども医療費助成事業の子ども医療扶助費になりますが、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行等により子供の受診件数及び医療費が増加していることから、既定の予算に不足が見込まれるため、計上するものであります。

後期高齢者医療費で 1,485 万 2,000 円の減額となります。その内訳になりますが、後期高齢者医療療養給付費負担金の療養給付費負担金で 1,123 万 5,000 円の減額となります。令和 5 年度負担金の確定に伴い、整理するものであります。

後期高齢者医療特別会計繰出金の事務費繰出金で 16 万 4,000 円、保険基盤安定繰出金で 345 万 3,000 円のそれぞれ減額となります。いずれも後期高齢者医療特別会計の補正に伴い、整理するものであります。

老人福祉費、老人福祉総務費で 22 万 3,000 円の追加となります。在宅高齢者短期入所委託事業の在宅高齢者短期入所事業委託料になりますが、今年 9 月以降、要介護 1 の利用者が 2 名増加したこと等により既定の予算に不足が見込まれるため、計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 162 万 5,000 円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費の修繕料になりますが、弁景温泉における温泉管の漏水や弁景 54 年泉源非常用発電機のラジエーターの故障への緊急対応により既定の予算に不足が生じるため、計上するものであります。

農林水産業費、農業費、農業委員会費で 110 万円の追加となります。農業委員会、一般の地域計画（現況地図）作成委託料になりますが、農業経営基盤強化促進法に基づき作成する地域計画における現況地図につきましては農業委員会が所有する農地台帳データを活用して作成することとしたため、必要な経費を計上するものであります。

教育費、中学校費、学校建設費で 6,994 万円の追加となります。壮瞥中学校建替事業の工事請負費になりますが、壮瞥中学校建て替え工事の施工に当たり、新たにグラウンド暗渠排水工、既設水道管布設替え工、校舎施設警備機器設置工などの工種の追加や現場不符号等による内容の変更、仮設資機材の使用数量や日数の増加等により既定の予算に不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で 1 万 2,000 円の追加となります。住民福祉課

所管分の国、道支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金について令和5年度の事業完了に伴い、実績により不用額が生じたため、返還するものであります。

次に、18 ページの歳入になります。分担金及び負担金、負担金、民生費負担金で2万2,000 円の追加となります。在宅高齢者短期入所事業の利用者の増加に伴う自己負担金を増額するものであります。

国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で134 万円の追加となります。デジタル基盤改革支援補助金になりますが、総合行政システム標準化移行経費に係る国庫補助金を計上するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で259 万円の減額となります。保険基盤安定拠出金になりますが、後期高齢者医療特別会計繰出金に対する道負担金を減額するものであります。

道補助金、農林水産業費補助金で110 万円の追加となります。農地利用最適化交付金になりますが、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画、現況地図の作成に係る道補助金を計上するものであります。

繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で82 万9,000 円の追加となります。市町村負担額の増額によるものであります。

財政調整基金繰入金で817 万9,000 円の減額となります。

町債、町債、教育債で6,990 万円の追加となります。壮瞥中学校建替事業の増額によるものであります。

なお、21 ページにあります継続費についての前々年度前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、11 ページの第1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

13 ページになります。第2 表、継続費補正では、変更で、教育費、中学校費、壮瞥中学校建替事業で総額22 億2,893 万1,000 円を23 億645 万9,000 円、令和6 年度年割額13 億5,898 万円を14 億2,892 万円にそれぞれ変更し、令和7 年度年割額として新たに758 万8,000 円を計上するものであります。

14 ページの第3 表、債務負担行為補正では、追加で、幌内硫黄鉱山坑廃水処理業務委託料、期間は令和6 年度から令和7 年度、限度額は3 億8,934 万5,000 円であります。

15 ページの第4 表、地方債補正では、変更で、壮瞥中学校建設事業、限度額9 億5,630 万円を10 億2,620 万円に変更するものであります。

続いて、22 ページになります。議案第62 号 令和6 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）について。

令和6 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）は、次に定めるところ

による。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額4億120万円に歳入歳出それぞれ515万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億635万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。26ページになります。基金積立金、基金積立金、基金積立金で511万2,000円の追加となります。前年度の繰越金のうち、歳出追加分に財源充当した残りの額を基金に積み立てるものであります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、特定健康診査等負担金償還金で3万8,000円の追加となります。令和5年度の事業完了に伴い、実績により不用額が生じたため、返還するものであります。

その他償還金で4,000円の追加となります。令和5年度の出産育児一時金補助金分の事業完了に伴い、実績により不用額が生じたため、返還するものであります。

歳入では、繰越金、繰越金、繰越金で515万4,000円の追加となります。令和5年度の繰越金を計上するものであります。

なお、23ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続いて、27ページになります。議案第63号 令和6年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

令和6年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額6,160万円から歳入歳出それぞれ303万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,856万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。31ページになります。納付金、後期高齢者医療納付金、後期高齢者医療納付金で303万1,000円の減額となります。その内訳になりますが、事務費負担金で16万4,000円の減額となります。北海道後期高齢者医療広域連合の令和5年度事務費の確定に伴い、整理するものであります。保険料等負担金で286万7,000円の減額となります。令和6年度の額の確定に伴い、整理するものであります。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で16万4,000円の減額となります。令和5年度の事務費負担金の確定に伴い、整理するものであります。

保険基盤安定繰入金で345万3,000円の減額となります。令和6年度の保険料等負担金の確定等に伴い、整理するものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で58万6,000円の追加となります。令和5年度の繰越金

を計上するものであります。

なお、28 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

12 月 13 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2 時 47 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和6年壮瞥町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和6年12月13日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第56号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第57号 壮瞥町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第58号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第59号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第60号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第61号 令和6年度壮瞥町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 8 議案第62号 令和6年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第63号 令和6年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第64号ないし議案第69号について
- 日程第11 発議案第3号 壮瞥町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（８名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
8番	真鍋	盛男	君	9番	森	太郎	君

○欠席議員（１名）

7番 菊地敏法君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	厂原收君
教育長	谷坂常年君
会計管理者兼	
	石塚季男君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土門秀樹君
企画財政課長	上名正樹君
企画財政課参事	市田喜芳君
住民福祉課長	阿部正一君
産業振興課長	篠原賢司君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長（兼）	土門秀樹君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 小林一也君

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
8 番 真鍋盛男君 1 番 山本 勲君
を指名いたします。

◎議案第 56 号

○議長（森 太郎君） 日程第 2、議案第 56 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 56 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号

○議長（森 太郎君） 日程第 3、議案第 57 号 壮瞥町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 57 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号 壮瞥町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号

○議長（森 太郎君） 日程第 4、議案第 58 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 59 号ですけれども、指定管理による施設……

〔「58 でない」と言う人あり〕

○5 番（佐藤 恣君） 失礼しました。

○議長（森 太郎君） 58 号ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 58 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に

については原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号

○議長（森 太郎君） 日程第 5、議案第 59 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 先ほどは大変失礼しました。59 号について、私はこの指定管理、議案については異議ありませんけれども、やはり指定管理制度をうまく利用していくためには考えなければならないことがあるのでないかな。そこで、私の考えを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

指定管理による施設の管理で現在の施設の有効活用を主眼にした経営と現在の施設の改善を加えながらの管理があります。第 59 号の指定管理は、さきに申し上げた施設に改善を加えながら活用、運営する施設が含まれております。例えば郷土史料館、横綱北の湖記念館、森と木の里天文台施設はそれに該当するのでないかなと考えております。建設当時の資料の展示だけでなく、継続した史料収集が史料館における大切な活動があります。さらに、横綱北の湖記念館も現在の展示物にプラスして現在の大相撲に関する資料の収集活動も私は必要でないかな。また、森と木の里についても、天文台の備品についても更新が必要と考えております。現在郷土史料館の史料収集、横綱北の湖記念館における大相撲に関する資料収集の現状について伺います。

また、森と木の里天文台での活動が広報そうべつなどにも時々紹介されておりますけれども、その活動状況を、契約を依頼している町、これは主に総務課だと思っておりますけれども、このような活動状況を実際に見ているのか、そのようなこと。また、指定管理者がそういう活動状況を確認というか、どのような活動をしているか、内容等についても見ているのかということを最初に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

資料収集につきましては、実際に北の湖記念館につきましては北の湖親方のほうから、元の親方のほうから資料の収集は更新はできていないという状況でございます。ただ、この前も以前の議会のほうでもお話が出ていた相撲甚句等のそういうものが非常に好評でございますので、そういうものを力入れながら、また相撲グッズの売上げ等が好調ということでございますので、そちらをなお一層いろいろと工夫をしながら考えていきたいなと思ってございます。

続きまして、2 つ目のご質問ですが、森と木の里センターについての天文台について見ているのか、確認しているかというご質問でございますが、実際我々も月に 1 回程度森と木の里センターに行く機会がございますので、そのときに行ったときに実

際天文台をやっているボランティアの方々にちょっとお話を聞いたり、中身をちょっと見せていただいたりということで確認等を行っているところでございます。

先ほどの史料館の史料収集につきましては、現在のところ特にされてございませんが、なお一層関係の指定管理の方々とどういう形でやるかということでまた工夫していければなど。状況によっては住民の方々にもお声がけさせていただいて、どのようなものがあるかとか、史料的に使えるものがあればまたお借りするとか、そういうことも考えていければなと思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 分かりました、現状。そこで、この史料館だとか記念館は当初教育委員会も関わっていたのです。なぜかという、教育委員会の組織の一つに任意制度として文化財保護委員会というのを設けているのです。そういう意味で、私はこの史料館の収集にはやはりそういう方々との連携が必要でないかな。今はただ単に総務課とやっているにすぎないのでないかなと思いますので、私はやはり文化財審議会との連携を持ちながらやっていただきたい。

また、北の湖記念館も同じように、今相撲甚句のお話がありましたけれども、北の湖が亡くなって年数もたちますし、北の湖の記念館の北の湖に関する資料はもう集めることは難しいと思います。といいますのは、この史料館建設時に私が担当させていただいて、北の湖親方のところに数回足を運び、そして資料を頂きました。また、相撲協会の行司さんとも連携を取りながら、いろいろな資料の提供をお願いして、やっとあのような形になったのです。そういう面で、北の湖の時代は名前は知っていても、若い世代の皆さんは名横綱と言われた北の湖の名前すら私は知らない人が多いと思います。そういう意味で、大相撲に関する資料を例えば現在の相撲に関するものを収集しながら展示することで末永くこの施設が多くの人に見ていただけるのが続くのでないかなと考えております。やはりこの収集にはお金がかかると思います。そういう意味で、この収集のための予算の計上も今後考えていくことが必要でないかな、そんなことを考えたのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目ですが、史料館の文化財審議委員会の皆さんとの連携についてというお話でございますが、そちらにつきましては、先ほど佐藤議員がおっしゃるとおり、教育委員会等と連携をしながら史料収集、先ほど私も関係の町民の方々という話もいたしました。文化財の審議委員会の皆様とも連携をしながらそういう史料収集について考えていければなと思っております。

あと、2点目でございますが、北の湖記念館の相撲に係る資料の収集でござい

ますが、そちらにつきましてもお金の面も当然今あるのではないかという話も出ておりましたが、そういうことも考えながら、指定管理者等と関係の皆さんと話をしながら増やすなり、ちょっとそこは検討していかなければならないのかなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 同僚議員の質問もございました。その関連含めて質問させていただきたいと思っているわけです。

今回の指定管理、地遊クラブにとっては2期目ということで今回提案されているわけですがけれども、それに対しては異議はないわけでありましてけれども、私も実はスポーツクラブの一般会員という立場の中で関わらせてもらっている一人でもあるのですけれども、1期目の中で指定管理としてコロナの部分も含めて、施設もかなりおのおの施設が老朽化も進んでいる施設もあるという中で1期やられたと。2期目に向けて今回指定管理に手を挙げていると、収支決算も含めて指定管理者非常に厳しい状況の中でもボランティアを中心としながら取り組んでいる。それには、私も一般会員の一人でありますけれども、敬意を表したいと思っておりますけれども、今同僚議員からも質問ありましたけれども、町のそれぞれ施設でもあります。それぞれ目的を持った施設で建設されて現在に至っているわけでありましてけれども、今の答弁の中でも指定管理者と協議しながら進めていきたいというお話をされておりました。それはそれで当然であり、大切なことなのかなと思っておりますけれども、それぞれの施設の目的、意義というものを行政としてどう捉えて、それを町民にも周知しながら目的に向かって施設を十分活用していくと。これは、指定管理者とは違った立場の中で町が指定管理者と一緒にになってその部分を十分検討しながら町民にも各団体等も含めて呼びかけていくのがあるだろう。主はやはり町だと思うのです、町の財産、施設でありますから。そこがどうも見えづらくなっているのではないかと。

今同僚議員からの指摘もありましたけれども、例えば農村環境改善センターにしても町有財産の有効活用という部分の中で議論された時期もありましたけれども、その後その議論が、久保内小学校の休校ということもあったと思うのですが、議論がその後十分行われていないということも感じますし、例えばそれぞれのゆーあいの家中心とした施設、それも特に高齢者を中心として、元気に温泉を活用しながら、町の財産である温泉を活用しながら健康で長生きしてもらいたい、そういう大きな目的もあったと思うのですが、そういうものも含めてそれに町がどう施設を活用していくのか。特にそれは、これから長い施設として活用していくためにはどういう方向性が必要でどういう改善が必要なのだと、その姿勢が、若干ですけれども、見えない部分あるのではないかと。それがベースで、それに向かって指定管理者が管理者としてそれを有効に安定的に運営をしていく、管理をしていくという部分が次にくると感じるわけで

すが、その点の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問につきましては、各施設に関してどういう形で進んでいくかということなのですが、町の施設ということでもございますので、町側としても、先ほど長内議員もおっしゃったように、以前改善センターとかにしてもどういう形で持っていくかとかという話もあって、今現在実際町民の方々が週に1回利用したりとか、あとは外部の人たちが使っていくということでやっているのですが、各施設におきましても、町として実際ゆーあいの家とかにしても町民の方がたくさんお使いになっていただいているという部分とかもたくさんありますので、そういうところをトータルで本当に実際に各6施設、今回に関しては6施設の部分ですが、そちらもほかも含めて今後の展望について、特に総務課で管理している部分に関しては、これお答えになっていないかもしれませんが、先のことをちょっと考えていかなければならないのかなということで思っています。それは全然回答になっていないかもしれませんが、そういう形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 今総務課長から答弁をいただいたわけでありますけれども、指定管理者の担当が総務課ということで課長から答弁いただいているのですが、これは当然総務課だけの問題ではなくて、それぞれの分野においてどうその施設を活用して行政効果を上げていくかという部分が重要になってくる。先ほどの質問の中の郷土史料館や北の湖記念館についても、以前は北の湖親方というか、部屋とも協議をしながら、いろんな展示物等の部分の見直し等も考えていきたいようなことを議論した時代もありました。確かにコロナがあって、なかなかそういう議論が進まない現状は理解するわけでありますけれども、先ほど申し上げました町有財産の有効活用の部分においてもその後の議論が、進めていきたいという答弁は何度かその間もいただいたわけでありますけれども、具体的に町民も含めてそういうことを検討する場が設けられていないのが実態ではないのかなと思っております。この前、各地域ごとの町政懇談会といいますか、住民との懇談の場、それから分野ごとの町民との懇談の場がありましたけれども、そういう場も含めて町民と共にこれからそれぞれの施設の部分のあるべき姿というものを、当然指定管理者も入りますけれども、意見交換、協議、方向性を示してく時期に来ているのではないかと思います、その見解もお伺いしておきたいと思えます。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 全般に関することなので私のほうからご答弁申し上げますけれども、指定管理の施設の有効活用については、第5次のまちづくり総合計画におい

ては有効活用し、地域の活性化に資するために指定管理者と共に検討を加えて推進していくという位置づけがなされておりますので、それに伴う、コロナもあってなかなか目に見えていないというご指摘だったと思いますが、老朽化している施設もあったりする中で担当のそれぞれの所管課が施設の有効活用に向けて協議をしながら現在に至っていると、このように私は認識しておりまして、施設の管理運営、町の活性化に資するためにということでそれぞれの指定管理者が頑張っているものと、このように認識をしておりまして、今回もこのような提案をさせていただいておりますけれども、提案のあった管理団体にはお礼を申し上げたいと、このように思っております。特にコロナに入ってから施設の管理運営というのは本当に難しい状況になっていると思っております、本件議案第 59 号の地遊スポーツクラブの皆さんにはご苦勞をおかけしているなど、このように思っているところであります。

それと、地域協議会、地域の懇談の場というのはちょっとこれとは別な話かなと思っているところなのですが、それぞれの地域の課題解決に向けて地域の皆さんと共に話し合いの場というのは別に設けていきたいと、このように思っているところであります。

いずれにしても、せっかくある施設なので、有効活用していくということで、いろんな住民の若い人たちが中心となった団体ですとか活性化に向けて取り組んでいる、試行をしているところもあるので、そういった動きもご理解をいただければと思っておりますし、施設によっては新たな取組でイベントを開催したりというところもありますので、そういった動きをさらに加速化させていって活性化につなげていくような手だてができていけばと、このように思っていますし、町の姿勢としては施設の管理に係る施設の管理していただいているところとの連携を強化して、予算づけ措置するものは予算を措置をしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 59 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号 公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 60 号

○議長（森 太郎君） 日程第 6、議案第 60 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につきましては、1 番、山本勲君が地方自治法第 117 条の規定により除斥に該当するので、退席を求めます。

〔1 番 山本勲議員退席〕

○議長（森 太郎君） 質疑を受けます。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） この指定管理については異議はありませんけれども、指定管理者、現在観光協会がやっております。そして、観光協会は、つい先日の議会で活動費が足りないといって 3 月までの補正でたしか 210 万を補正したと私は考えております。けれども、トイレの関連でトイレは冬期間は使用しませんという、何か 210 万を補正した意義が分からないような状態で管理されていたのではないかなと思います。

そこで、今回新たに一般法人そうべつアウトドアネットワークがこの管理を引き受けてくれると、そういうことで今回提案されているのですけれども、町民の皆さんはアウトドアネットワークという組織自体、あまりどんな活動をしているかということをつからないのでないかなと思います。この機会に、そうべつアウトドアネットワークという組織は、どのような目的で、そしてどのような活動をして、またその構成、これはどのようにになっているのか、この機会を利用して町民の皆さんに理解してもらうことが必要という考えの立ち場からお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

そうべつアウトドアネットワークの組織体について今ご質問だと思いますが、まず活動理念として壮瞥町の豊かな自然資源を活用したアウトドアを核とした豊かな土壌、火山、また食、温泉をつなぎ、新たな魅力発信していく地域活性化を目指すというこの活動理念で活動している団体でございます。組織におきましては、町の起業人とか地域おこし協力隊の方々を中心に地域のコンテンツなどの提供を行っていて、また旅行体験をされていることもあります。あと、目的としては、ただいま申し上げましたとおり、地域の自然とかもやりながら、あとは内容的にアウトドアの関係のプログラムとかを販売、あと学生の皆さんに対しての教育プログラムとかを実際やられているという団体でございます。設立時ですが、役員が 7 名、社員が 6 名でございます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 活動の概略分かりましたけれども、例えば今教育プログラムというお話で、やっているというのですけれども、具体的にはどのようなものだったのでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） 私からご答弁申し上げます。

佐藤議員のほうから、そうべつアウトドアネットワークという組織についてどのような組織だということでご質問あったと思いますが、私のほうからはその経緯、経過を含めてご説明させていただきたいと思います。そうべつアウトドアネットワークは、令和2年度からスポーツ庁の補助を受けて、壮瞥の豊かな自然を生かした取組をいろいろやっていこうということで設立されております。令和2年、3年、4年、5年という活動をしてきまして、その活動の内容につきましては、アウトドアスポーツですとかアウトドアのコンテンツ、いろいろあると思うのですけれども、春から冬にかけて洞爺湖ですとかスキー場、そういった自然を生かしたプログラムを開発して、それを一般の町民の方、あるいは町外に向けていろいろと商品を開発して売っていこうということで活動してきました。それに絡めて、昨年鶴雅リゾートがオープンいたしまして、鶴雅リゾートとも、S I R Iという自然体験のプログラムがあるのですけれども、そういったところとも連携をしながら誘客をして壮瞥町の魅力を発信しようということで活動してまいりました。

今年3月に一般社団法人化ということで法人組織と、これもアウトドアネットワークの目的の一つで、どう進めていくべきか、どういった姿が考えられるのかということでこの4年間いろいろと協議を重ねて、やはり法人組織にして、その組織力を生かしてまた新たな商品開発をしながら壮瞥の魅力を発信していこうということになってございます。

その中で、法人化した後は教育委員会では、派遣しております活性化起業人の総務省の制度を使ったその方もアウトドアネットワークの組織に入って、より会社組織として活性化していく方策を力を借りながらやっていっているということでございます。その中の事業の一つとして教育旅行ということで、そういった取組をしていこうではないかということも話を聞いております。実際に今その教育の部分に関してどのようなことになっているかというのは私のほうでは承知しておりませんが、今インバウンドも結構旅行に來たり、洞爺湖周辺あるいはニセコ周辺で多いということもございますので、幅広く壮瞥の魅力を発信していこうというような取組をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 60 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号 公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

1 番、山本勲君を復席いたさせます。

〔1 番 山本勲議員復席〕

◎議案第 61 号

○議長（森 太郎君） 日程第 7、議案第 61 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 2 ページ。

5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 一般 2 ページ、企画費、ふるさと納税事業、手数料、役務費として今回 530 万円の補正を提案しておりますけれども、その提案理由を簡単に言いますと中間事業者の変更により手数料の追加との説明でした。この中間事業者の変更、なぜ変更しなければならなかったのか。変更にすることによってどのようなよい点が生じたのか。そして、現在契約している中間事業者、1 者ではないと思うのですけれども、どの程度の会社と契約しているのか、その点について最初に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（市田喜芳君） ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の中間事業者を変更した理由についてですけれども、昨年度、今まで平成 28 年から昨年の令和 5 年まで同じ中間事業者にふるさと納税の事業を一部委託していたわけですが、昨今総務省の経費に関するルールの見直し等がありまして、経費につきまして一部見直しをしていかなければいけないことを考えておりました。その関係で、去年の中間事業者の委託費の経費率が少し高かった状況でありましたので、その部分を見直しをしたというところがございます。それで、今年新しい

事業者に替えました。その結果、委託料率といいまして、その料率が下がったものですから、経費ある程度圧縮されたというふうに考えております。

という意味では、2点目のよい点、中間事業者を変更したことによってどんなよい点があったかということですけれども、経費の見直しが図られたというところでございます。

あと、3点目が何社あるかです。ポータルサイトというのがありまして、ふるさと納税って返礼品をポータルサイトというところに掲載して募集を募っているわけですが、昨年ポータルサイトの数が8サイトございました。ふるさとチョイスというポータルサイトがあるのですけれども、そのふるさとチョイスと連携しているパートナーサイトというものがございまして、パートナーサイトがプラス3サイト、あとほかに普通の一般的なポータルサイトが1サイトということで、4サイト今年増やしております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○企画財政課参事（市田喜芳君） ポータルサイトは今4社増やしたという話ですが、中間事業者はもともと1社でうちの町については運用しておりますので、去年と変わらず中間事業者は1社で運用しています。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今の説明で分かりましたけれども、6年度の当初予算で手数料としてたしか1,260万円を計上していたと思います。今回の補正を加え、530万を加えますと1,916万円になります。そこで、5年度の決算を見ると役務費1,868万7,456円の決算が報告されておりましたけれども、今の説明では前年度よりも下がりましたよというような言葉たしかあったと思いますけれども、下がっていないで、結局は、計算機ないから計算できませんけれども、1,868万がこの補正によって1,916万になるのです。これは決算でないからそうならないかもしれないけれども、ちょっと私には理解し難いのですけれども、この点について伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（市田喜芳君） ご答弁申し上げます。

中間事業者を変更したことによって経費が特に役務費については下がっていないのではないかとといったご質問かと思っておりますけれども、今年につきましては去年の中間事業者、あと今年新しく契約をした中間事業者、そのシステム手数料に関しまして請求してくる時期が一部異なっておりまして、去年の中間事業者が返礼品に関する手数料、システムの手数を請求してくる時期が昨年の先行予約をした返礼品に関しては今年に請求が来ることになっておりまして、そのため去年の中間事業者の請求の年度が今年に一部入ってきております。ということで、今年の新規の新しい中間事業者の

請求時期は今年度なのですけれども、去年の契約をしていた前中間事業者の先行予約の返礼品に係る部分に関するシステム手数料に関しては今年度請求されてしまうことによって、先行予約に係る返礼品に係るシステム利用料が今年二重にかかってしまうといったところがございます。といった意味で、役務費につきましてはちょっと不足が生じてしまうということが生じております。ただ、一方報償費のほうにつきましては、返礼品を品代と送料で見ているのですけれども、送料の部分につきましては相当圧縮されておりますので、報償費と役務費を合わせてみないと一部見えづらい部分があります。ということで、全体的にはある程度経費は、先ほど申し上げましたとおり見直しが図られていると考えております。議員おっしゃるとおり、役務費に関しては今年度は二重でかかっている分がちょっとあります。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 今の説明で若干違うということが理解できました。

そこで、このページでは3回しかできないので、ふるさと納税と胆振代替線について2つまとめて質問しますので、それで終わりにしたいと思いますので、よろしくお願いします。歳入で当初予算でふるさと応援寄附金1億2,000万円を計上しております。現在の寄附金の状況について、そして令和5年度の寄附金と比較して何か寄附行為に特徴的なものがあつたら、それをご紹介していただきたいなということです。

今度は胆振線代替輸送業務費ですけれども、燃料費の高騰をはじめ、諸物価、これがいいろいろと向上したため、82万9,000円の補正、これは当然異議はありません。この事業は、皆さんご承知のように旧胆振線の関係市町村が共同事業で負担しているお金、これも皆さん理解しているのですけれども、今回の補正の根拠となる補助事業全体の経費はどの程度なのか。壮瞥は82万9,000円を負担するけれども、伊達市だとか、いろいろと旧胆振沿線の市町村で負担している金額、それぞれどの程度になったのか。それについて、大変申し訳ありませんが、各市町村ごとの負担金なども併せてお知らせ願えればと思います。

以上でこのページの質問を終わります。

○議長（森 太郎君） 答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（市田喜芳君） ご答弁申し上げます。

今年度の寄附金の状況ですけれども、令和6年度4月から11月までの直近の寄附金額についてですが、6,640万4,000円になっております。昨年度、令和5年度、同じ時期、4月から11月末までの寄附金額につきましては6,047万37円となっております。今年度と昨年度を比較してみますと差額が今年度のほうが約600万円増えている状況でありまして、対前年比で約10%増えている状況でございます。

2点目の令和5年度との違いといいますか、特徴についてだったと思いますけれども、今年度につきましてはやはりお米の返礼品が、お米不足と報道機関とかでも報道

されておりましてけれども、かなりその影響が強くて、特に返礼品のお米のラインナップが約 200 商品ぐらい掲載がされていない時期が長かったのです。といった意味では、去年よりもお米に関しては相当商品のラインナップが減っていて、かつ 1 年通して掲載されている時期も 50% 以下と半分以下、多分 3 割か 4 割ぐらいしか掲載されている時期がなかったということで、昨年との大きな違いはお米の返礼品の商品の掲載されている時期がとても少なかったというところが 1 つ言えると思います。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） 胆振線代替バスの方のご答弁を申し上げます。

今回の実績につきましては、収支差額が全体で赤字分 7,702 万 2,063 円となっておりまして、国と道からの補助が 4,207 万 7,600 円、その差引き、残りが 3,494 万 4,463 円となっておりまして、この部分を 5 つの市と町で負担するという形でございまして、壮瞥町につきましては 712 万 8,671 円、伊達市が 1,132 万 2,006 円、それから倶知安町が 517 万 1,780 円、京極町が 489 万 2,225 円、最後、喜茂別町が 642 万 9,781 円となっております。

○議長（森 太郎君） 2 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 3 ページ。

3 番、長内伸一君。

○3 番（長内伸一君） 農林水産業費の農業委員会費でお尋ねしたいと思いますけれども、昨日の説明の中で農業経営基盤強化促進法に基づき作成する地域計画という部分に必要な資料といいますか、現況地図ということで、その作成に 110 万ということで予算化したいということでございますけれども、簡単に結構ですので、地域計画の狙い、目的とその期間はいつまでなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

まず、地域計画の作成ということなのですが、これまでは町で地域の話合いにより人・農地プランというものを作成し、実行しておりました。しかしながら、今後高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、人・農地プランが法定化されました。これにより、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用を明確化する地域計画を定める必要が生じております。この地域計画実現のために地域の内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンク、これは道の農業公社になりますが、農地バンクを活用した農地等集約化等を実施するための計画と地図を作成するためのものであります。

この計画の想定する年数ですが、今後 10 年後ということを想定しておりまして、その中で経営者の方々が離農あるいは死亡、あるいは新規に就農される方、お父さん

から息子さんに経営移譲されるというような方も当然出てきますので、その都度、都度見直しを図っていくというような形になっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） ありがとうございます。私も十分よく承知していないものですから、インターネット等で調べさせてもらいました。今答弁のあったとおり、人・農地プランから地域計画という部分に移行したというか、進化したというか、そういう形で取り進めるということなのですが、その中で一つのたたき台、大きなベースになるのが現況地図ということで、それは農業委員会として作成していくということなのですが、これは出し手、受け手の意向、それから年齢や後継者の意向、それから遊休農地の現況等も含めて現況地図というものが作成されるのかなと認識しておりますが、ちょっと気になるのは地域計画の作成年限が、農業経営基盤強化法の中で進めるということなのですが、令和5年4月1日から令和7年3月末というふうに期限が切られておりますけれども、7年3月といったら来年の3月なので、今年度中ということなのです。それからいくと非常にタイトなスケジュールなのかなと思うのですが、この辺についての考え方どうなのでしょう。

○議長（森 太郎君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

今長内議員からご指摘ありましたけれども、まず農業経営基盤強化促進法は令和5年4月1日に改正されておまして、2年間の経過措置が認められております。この2年間の経過措置が令和7年3月末で終了するということになりますので、これまでに全国の市区町村で地域計画と現況地図を作成しなければならないということになっております。

現況地図は文字どおり町内の耕作地の状況を図面で示すものでありまして、当然今土地を所有されている方、賃貸借で耕作をされている方、いろいろな条件がありまして、基本的にはこの地域計画は町側で作成するものです。ただ、このデータ、農地に関するデータは農業委員会のシステムの中にデータがありますので、全国農業会議所が管理しているシステムにそのデータを移行することによって地図を作ることができますので、その作業をするということになります。ただ、実際筆数としては、今精査中ですが、町内で2,600筆を超えるだけの筆数があります。面積も1,517ヘクタールぐらいの面積になりますが、この中には当然国や道あるいは電力会社などが持っている、あるいは賃貸している農地も含まれていますので、現在これらの農地は当然耕作できませんので、これらを除外するという形での精査作業は並行して行っております。

本日予算の議決をいただきまして速やかに業者と委託契約を締結するということがなりますが、基本はもう既にデータは農業委員会が管理しているシステムの中に入

っていますので、まずはそのデータを全国農業会議所のデータのほうに移して、その中で必要な補足のデータの入力、あるいはそれぞれの打合せ等々を含めて最終的には図面化をしていくというような形で3月末までには図面化していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 分かりました。農業委員会としては、恐らく今までベースがあるから、この作成に関してはコンサルか何かに多分委託業務として予算化されているので、すると思うのですが、おおむねスムーズにいくのかなという、何となく感じはします。ただ、地域計画のタイムスケジュールをネット上で農水の部分から見ると、問題は現況地図を作ることではなくて地域の農業の将来像を描くこと、そのベースになるのが現況地図ということで、そのタイムスケジュール示している部分を見ると、協議の場の設置、要するに地域の農業者とか関係機関といいますか、そういう部分との協議の場が必要ですと。その地域に合った、地域の現状に沿った地域計画をつくってくださいよということで、その協議の場の設置は6年の7月が望ましいですよと。そして、今言われた目標地図は今年の12月に作成が望ましいですよ、その上で7年の3月に提出してくださいというタイムスケジュールなのです。これは、正直言って相当無理があると、私も現状の進め方からいくと無理があるのかなと思ってはいるのです。これは多分壮瞥町だけではなくて、全国的に実は地域計画が目標年次に間に合わないところがあるというところがあるというふうなうわさは聞いております。

ただ、絵に描いた餅の現況地図を基にして10年後の壮瞥町の農業の将来像を形上提出して終わるということであってはいけなんでしょうし、特に今年は食料・農業・農村基本法が改正されて、そういう部分の中で進んでいく、まして今年の米不足も含めて食料安全保障という部分で農業がどうあるべきかという部分で非常に注目をされているときでもありますから、そういう中で地域計画という部分をどう捉えてどう進めていくというのは非常に我が町にとっても重要であると思いますし、町長も今回の行政報告の中でも品目ごと、作物ごとの経営も含めて随分ページというか、字数を使って述べられておりますから、農業に対する考えはお持ちなのかなと思っておりますけれども、そういう部分を含めて農地の造成等の部分も計画として進めていこうということが見られるわけですが、要は現状の認識を捉えて壮瞥町の今現状の中で10年後の農業の将来像をどう描くかという部分のそれぞれの農業者も含めた合意形成という部分が本来は先にあって、その中で課題を示していきながら現況地図作成して、そして最終的な壮瞥町としての農業の地域計画をつくっていくということが本当は望ましいのだらうと、そういう中では非常に時間がないと。とはいっても、来年の3月まで農業者の合意形成も含めていくのは非常に無理があると思うので、この辺は少しそれが過ぎてもしっかりした合意形成の場を構築しながら10年後を描いてい

くという部分で捉えていいのかどうかという点をお伺いしたいのと、それと関係機関、農業委員会ももちろん重要な位置でございますけれども、やはり幅広い農業者、経営者だけではなくて後継者とか、女性の農業者とか、新規就農者とか、幅広い農業者の考えを集約するということが地域計画の中でうたっているのです。それをやっていくのにどう進めようとしているのか。

それから、もう一つ重要なのは、農協がどう壮瞥町の農業の将来像を描いていくのかという部分が、批判ではないのですよ、正直申し上げて見えづらい。旧5町村の合併農協ですから、そういう面では壮瞥町の農業の将来をどう経済団体である農協が描いているのか。町の行政とのすり合わせをしながら地域計画を練っていくと、その部分がよく私には見えてこないのですが、その辺の取組等がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

地域計画の全般のお話なので、私のほうからご答弁させていただきます。まず、地域計画今年度中に策定というところなのですが、そのステップとして5段階ありまして、まず1番目が協議の場の設置に係る調整、こちらについては6月の25日に協議の場というのを設けていまして、それでそちらについては町、農協、胆振農業改良普及センター、北海道農業公社、壮瞥町農業委員会という形で関係団体でそういう場を設けて、まず第1弾ということで話合いをされたというところでございます。

次、2番目が出し手、受け手の意向把握という部分なのですが、こちらについては農業委員会のほうでアンケート調査を実施しまして、そちらを取りまとめているというところでございます。

3番目が協議の実施、取りまとめというところでございますが、こちらについては先ほどの協議の場のほかに来年1月、2月のあたりで国営農地再編整備事業も含めた形で協議というか、話合いの場を集落というか、地区ごとに設定をして進めていきたいと考えております。

4番目、目標地図の素案作成、こちらについては現在農業委員会が進めている状況にございます。

地域に入っただけの協議と、あと農業委員会の地図の関係そろいましたら、また協議の場というところで関係団体で最終的にそこで決定をし、公表していくような流れになるかと思っております。先ほど幅広い農業者ということで、そちらについては、先

ほどお話ししたとおり地域に入ってお話をしていきたいと考えておりまして、まず1回目にはYFC壮瞥との話合いというところを現在調整しているところでございます。

それから、あと農協さんの関係なのですが、こちらについては国営農地再編整備事業も含めて農協さんも協議の場に入っていていただいて、その中で連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上になります。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 教育費についてお尋ねしたいと思います。

学校建設費に係る今回の補正は、一番大きな金額でないかと思います。そこで、提案説明では項目の羅列を読み上げたにすぎず、傍聴されている方や、またユーチューブで見ている方、その建設費が今回補正する金額が予算書にあるように6,994万でしたか、大金なのに、その内容が分からない。皆さんが、傍聴されている方も、またユーチューブを見ている方も分かるようにもう少し易しい言葉で、そしてできれば説明される項目でこのぐらいは予算が必要ですというようなもう少し親切な説明がほしい。そこで、できればこれを担当している建設課長からもう少し分かりやすい説明をお願いしたいと思いますけれども、無理なお願いでしょうか。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

壮瞥中学校の建て替え事業について、このたび設計変更による増額をしたいということでご提案させていただきましたけれども、壮瞥中学校の建て替え工事の施工に当たりましては、壮瞥小学校を含む小中一貫教育の推進に寄与する教育施設として施設全体の利便性や将来的な維持管理面における負担軽減等を考慮し、再考、考えながら進めているところでございまして、当然実施設計の段階でもよりよい施設にしたいという計画をしたものでございますけれども、実際工事始まると、請負業者とも協議しながら進めていっているところなのですから、その中でももう少しこういうふうにしたらいいのではないかなというような、よりよいものとなるような提案もなされて改善していくということが、こういう大規模な施設に限ったことではないですけれども、ある程度建物建てる上では通例かなということでございます。

運営面に係る面につきましても教育委員会ですとか学校とも協議を行いながら進めておりますし、逆に提案されたりという中で工事を進めているところでございまして、このような工事始まってからのやり取りがある中で、提案理由の中でも説明して、ちょっと分かりにくかったかもしれませんが、新たな工種の追加だったり、現場での不符号があって、その内容を変更するものですとか、仮設資機材の使用日数ですとか、そのもの自体の数量が増加したり、そういうようなことがございまして今回増額の補正をさせていただくというものでございます。

工事請負費の増額の概要ですけれども、建築主体工事としましては現在の契約額が13億1,278万4,000円、今回増額させていただくのが1,261万7,000円、電気設備工事で現在の契約額が1億6,792万6,000円、増額分が894万3,000円、機械設備工事で2億7,151万3,000円、347万6,000円の増、外構整備工事で4億4,941万6,000円、5,163万4,000円の増、新たなものとしまして校舎施設警備機器設置工事といたしまして201万1,000円ということでございまして、合計が7,868万1,000円、これだけの工事費が不足するという見込みとなっております。令和6年度の執行残がございまして874万1,000円ありますので、それを差し引いて今回補正させていただくのが6,994万円ということでございます。

こちらの工事請負費の増額の概要になりますけれども、そちらにつきましてはまず共通仮設の追加ということで敷き鉄板の数量と日数の増ということで、そちらで1,560万円の増額となっております。当初設計では840万円ほど見ておりましたけれども、それが2,400万円ほど必要になってくるというものでございます。こちらにつきましては、外構工事のほか、建築電気設備もそうですけれども、全工種における円滑な工程管理と工事の安全性を確保するために現設計以上の使用面積と日数が必要になったということで整理したものでございます。

続きまして、現場内の除雪に係る経費の増ということでございまして、こちら令和6年、昨シーズンというのか、6度冬に除排雪作業というのが結構かかってしましまして、7年度の除雪も冬期間の施工もするということで、そちらも不足する見込みがあるということでございまして計上させてもらうものですが、当初は250万円ほどしか見ていなかったのですけれども、それが1,050万ほどになる見込みということで800万円の増ということになっております。

続きまして、クレーンの仕様の変更ということで、こちらは建築主体工事になりますけれども、設計での選定機器ではつり上げ能力が不足する資材もあったということで、工事の効率性から、もともと25トンつりのものを見ていたのですけれども、50トンのものに機種変更したものでございまして、また作業の安全性や効率性は上がったものの、実際工程の精査によってその機械の拘束時間ですとか使用日数がまた増加してしまったということで、当初は650万円ほど計上させていただいていましたけれども、それが1,570万円が必要になったということで、不足分の920万円を増額するものでございます。

続きまして、工事内容の変更なのですけれども、こちらについては細かいものも含めていろいろございますので、主要なものについてご説明させていただきますけれども、現場実際動き出して不符号あったものというものにつきましては、増えたり減ったりということもございまして割愛しますが、これから言うやつにつきましては全て増額になるようなものでございます。まず初めに、街灯設置工の追加ということで、こちら電気設備工事になりますけれども、今回整備に当たって7基の街灯が

必要であるという設計をしていたのですけれども、最終的に発注するときに数量が漏れていたということで、単純な計上漏れということで追加させていただくものでございますけれども、650万円となっております。

続きまして、既設水道管布設替工ということで、町道側のグラウンド内に敷設されていた既設の水道管あるのですけれども、それが想定よりもグラウンドの中に入ってたといいますか、道路沿いよりももう少しグラウンドの中に入っていたということで、外構整備工事で雨水排水調整池というものを設置するのですけれども、その設置に支障になるということで、水道管の移設といいますか、布設替えを行う必要があったということで追加させていただくものでございます。こちらで140万円の追加となります。

続きまして、グラウンドの暗渠排水の追加ということで外構工事になりますけれども、グラウンド整備を進めていく中で地盤の水はけが悪い粘土層であったということと作業中にも雨が降ったりするとなかなか水が引かないという現状が確認できたため、一般的な降雨であれば比較的短時間で利用可能になるようにということで、そういうところを考慮しまして暗渠排水工を追加するというものでございまして、400万円の追加となっております。

続きまして、側溝の蓋の追加でございますけれども、こちらは外構工事になります。今回用地を求めさせていただいたのですけれども、学校用地と民地の境に排水溝、側溝を入れるのですけれども、そちらの保護でしたりとか安全性の観点から、もともとグレーチングの蓋というのを見ていなかったのですけれども、それを設置するというもので金額的には400万円の追加というふうになっております。

続きまして、種子吹きつけ工の追加ということで、種子を吹きつけて芝生にするというものでございますけれども、敷地内の平たん部、平らな部分には種子吹きつけを行うという計画でございましたけれども、全体の工事が当初は令和6年度内に完成する計画であったということで、それであれば建物完成する時期というのはまだ雪があったりということで吹きつけには適さない時期だということであったので、令和7年度の予算で当初見ようかなというふうに考えていたのですが、このたび諸般ございまして令和7年6月まで工期を延長したということでございますので、令和6年度の継続費において実施するということとしたため、追加するものでございます。金額としましては550万円の追加となっております。

続きまして、多目的広場の内容の変更ということで、当初は種子吹きつけによる芝生の広場とする計画でございましたけれども、管理運営側の要望もございまして、草刈り等の維持管理面等の負担軽減もあることから、土系のグラウンド的な広場に整備したいということで内容を変えるものでございます。あわせて、多目的広場に隣接する体育館の出入口が多目的広場側にあるのですけれども、そちらのアプローチがなかったということもあって、そちらについては町民開放とかで体育館利用される一般の

町民の方も通られる場所ですとか、体育館の中にも備蓄できるような倉庫の出入口もございますので、そちらのほうに通路を設けたいということで内容を変更するものでございますけれども、そちらで 900 万円の追加でございます。

最後になりますけれども、警備機器設置工の追加ということで 201 万 1,000 円を追加しておりますけれども、壮瞥中学校新校舎建設によって壮瞥小学校と渡り廊下でつながるという計画になっておりますけれども、小中一貫教育の推進並びに音楽室、家庭科室、図工室などの特別教室を小中で共有して使用するために児童生徒や先生の往来が増えるということと、両校とも職員室よりグラウンドが目視できないことから、児童生徒の安全を確保するための監視モニターを設置するなど警備機器を設置するというものでございますけれども、小学校と中学校の施設警備を一体的に進めるために警備機器を設置するものでございまして、既存の小学校に設置している警備機器の配線を基に壮瞥中学校の新校舎へ延長したりですとか、そういう作業ですとか警備機器を設置する工事になりますけれども、中学校建て替え工事の施工中でなければならぬ配管ですとか、そういう工事も伴いますので、今の段階で補正させていただいて必要となる経費を追加するといったものでございます。

そのほかにも、目的は変わらなくても、先ほど言った現場不符号ですとか、そういうものも数量の整理によって減少したり増額したりするものもございますけれども、主にこのような内容を整理した結果、これだけの増額が必要になるということでこのたび提案させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 2 番、加藤正志君。

○2 番（加藤正志君） 私確認なのですが、衛生費の温泉管理費の中の地熱エネルギー維持管理経費、修繕料 162 万 5,000 円を計上しておりますけれども、この内容につきましては説明いただいた中で温泉管の漏水と、あと弁景 54 年泉源非常用発電機のラジエーターの故障ということでお話しいただきましたけれども、内容の内訳について金額等も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

まず、弁景温泉の漏水の関係でございますが、本年 9 月の 20 日と 25 日にそれぞれ漏水が見つかりまして、その修繕をしたというところでございまして、こちらについては 75 万 8,000 円となります。

続きまして、弁景 54 年泉源非常用発電機修繕の関係でございますが、こちらにつきましては弁景 54 年泉源の非常用発電機につきましては電気保安協会の 10 月の定期点検のときにラジエーターのクーラント液が下限値を下回っているという報告を受けまして、こちらにつきましては緊急性がありますので、修繕をしたというところで、こちらの金額につきましては 86 万 7,000 円となっております。

以上になります。

○議長（森 太郎君） 2 番、加藤正志君。

○2 番（加藤正志君） ありがとうございます。1 点だけお伺いしたいのですけれども、54 年泉源の非常用発電機のラジエーターというのはいつ頃更新したのか、どのくらい年月がたっているのかお伺いしたいのと、これをもし新規に買った場合、私も全然分からないで聞くのですけれども、ラジエーターの故障の修繕について今 86 万 7,000 円というふうな話を聞かせていただきましたけれども、新規に買った場合のこの機械というのはどのくらいになるのか改めてお伺いしておきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちらの非常用発電機につきましては、平成 18 年度に設置しております。それと、新規で購入した場合ということですが、ちょっとはっきりした金額は分かりませんが、概算で 2,000 万程度かかるのかなと思っております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 3 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 2 表、継続費補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 3 表、債務負担行為補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 4 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 5 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 2 号

○議長（森 太郎君） 日程第 8、議案第 62 号 令和 6 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 62 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号 令和 6 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 3 号

○議長（森 太郎君） 日程第 9、議案第 63 号 令和 6 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 63 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号 令和 6 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 4 号ないし議案第 6 9 号について

○議長（森 太郎君） 日程第 10、議案第 64 号ないし議案第 69 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和 6 年第 4 回定例会に追加提出いたします議件は、議案第 64 号から議案第 69 号までの 6 件であります。その内容についてご説明いたします。

32 ページになります。議案第 64 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 6 年 8 月 8 日付の人事院勧告等を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容であります。議会の議員及び特別職の職員に係る期末手当の支給月数につきまして、第 1 条と第 3 条では本年 12 月支給分を 100 分の 235 に引き上げ、第 2 条と第 4 条では令和 7 年度以降の 6 月支給分と 12 月支給分をそれぞれ 100 分の 230 とすることを規定するものであります。

附則では、この条例は公布の日から施行すること、第 2 条と第 4 条は令和 7 年 4 月 1 日から施行すること、第 1 条と第 3 条は令和 6 年 4 月 1 日から適用することを規定しております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

34 ページになります。議案第 65 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 6 年の人事院勧告等を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容であります。第 1 条では条例第 18 条の期末手当及び条例第 19 条の勤勉手当につきまして、本年 12 月の支給月数を一般職にあってはそれぞれ 100 分の 5、定年前再任用短時間勤務職員にあってはそれぞれ 100 分の 2.5 引き上げることとを規定しております。また、若年層に重点を置いて月例給を引き上げることとし、給

料表を別紙第 1 のとおり改正することを規定しております。

39 ページの第 2 条では、条例第 9 条の扶養手当につきまして配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を 1 人につき 1 万円を 1 万 3,000 円に増額することとし、附則第 5 条で 2 年間の経過措置を規定しております。

条例第 17 条の 2 の管理職員特別勤務手当につきましては、平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯を拡大し、午前零時から午後 5 時までであったものを午後 10 時から翌日の午前 5 時までとするものであります。また、令和 7 年度以降の期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分と 12 月支給分の支給月数について、期末手当にあつてはそれぞれ 100 分の 125 に、勤勉手当にあつてはそれぞれ 100 分の 105 とするものであります。また、定年前再任用短時間勤務職員に対する令和 7 年以降の期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分と 12 月支給分の支給月数につきまして、期末手当にあつてはそれぞれ 100 分の 70 に、勤勉手当にあつてはそれぞれ 100 分の 50 とするとともに、新たに住居手当、寒冷地手当の支給を行うこととするものであります。

また、係長以上はより職責重視の給料体系とするため、給料表を別表第 1 のとおり改正することを規定しております。

43 ページの附則では、この条例は公布の日から施行すること、第 2 条は令和 7 年 4 月 1 日から施行すること、第 1 条は令和 6 年 4 月 1 日から適用することを規定しております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

48 ページになります。議案第 66 号 壮瞥町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 6 年の人事院勧告等を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容であります、寒冷地手当の月額につきまして、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員は 2 万 3,360 円を 2 万 6,000 円に、その他の世帯主である職員は 1 万 3,060 円を 1 万 4,500 円に、その他の職員は 8,800 円を 9,800 円にそれぞれ引き上げるものであります。

附則では、この条例は公布の日から施行し、改正後の壮瞥町職員の寒冷地手当に関する条例の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

次に、50 ページになります。議案第 67 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）について。

令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 58 億 3,325 万 8,000 円に歳入歳出それぞれ 704

万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58 億 4,030 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。54 ページになります。議会費、議会費、議会費で 17 万 9,000 円の追加となります。議会一般の議員期末手当になりますが、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正により期末手当の支給率が年 4.6 月となったことに伴う不足分を計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、廃止鉱山鉱害防止費で 10 万 8,000 円の追加となります。廃止鉱山鉱害防止になりますが、一般職の職員の給与に関する条例及び壮瞥町職員の寒冷地手当に関する条例の改正並びに人事異動による対象職員の変更により、一般職給で 6 万 1,000 円、職員手当等で 5 万 9,000 円をそれぞれ追加するとともに、修繕料で車検費用の増加により 11 万 2,000 円を追加し、普通旅費で道外出張取りやめにより 9 万 7,000 円、消耗品費でタイヤ購入費の執行残整理により 2 万 7,000 円をそれぞれ減額するものであります。

土木費、水道費、水道費で 48 万 7,000 円の追加となります。簡易水道事業会計補助金になりますが、壮瞥町簡易水道事業会計の補正に伴い、整理するものであります。

下水道費、下水道費で 57 万 1,000 円の追加となります。集落排水事業会計補助金になりますが、壮瞥町集落排水事業会計の補正に伴い、整理するものであります。

給与費、給与費、給与費で 570 万円の追加となります。特別職の職員の給与等に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例及び壮瞥町職員の寒冷地手当に関する条例の改正等に伴う給与費の過不足を整理するものであります。その内訳になりますが、一般職給で 570 万円、時間外勤務手当で 180 万円、寒冷地手当で 120 万円、職員退職手当組合納付金で 200 万円をそれぞれ追加し、期末、勤勉手当で 120 万円、職員共済組合納付金で 180 万円、職員共済組合特別納付金で 200 万円をそれぞれ減額するものであります。

54 ページの歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 704 万 5,000 円の追加となります。

なお、56 ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご照覧ください。

また、51 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

59 ページになります。議案第 68 号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について。

第 1 条、令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出につきましては、予算第 3 条の予定額を次のとおり補

正するものであります。

収入につきましては、第 1 款簡易水道事業収益では第 2 項営業外収益で 48 万 7,000 円を追加し、総額を 1 億 8,655 万 6,000 円とし、支出につきましては第 1 款簡易水道事業費用では第 1 項営業費用で 48 万 7,000 円を追加し、総額を 1 億 8,655 万 6,000 円とするものであります。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、予算第 8 条中の職員給与費 778 万 7,000 円を 827 万 4,000 円に改めるものであります。

第 4 条、他会計からの補助金につきましては、予算第 9 条中の一般会計補助金 6,723 万 9,000 円を 6,772 万 6,000 円に改めるものであります。

60 ページ以降の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

補正予算（第 2 号）明細書、収益的支出からご説明いたします。65 ページになります。簡易水道事業費用、営業費用、総係費で 48 万 7,000 円の追加となります。一般職の職員の給与に関する条例及び壮警町職員の寒冷地手当に関する条例の改正に伴い、人件費等に不足が生じるため、給料で 14 万 3,000 円、手当で 31 万 2,000 円、賞与引当金繰入額で 2 万 3,000 円、法定福利費で 9,000 円をそれぞれ追加するものであります。

収益的収入では、簡易水道事業収益、営業外収益、他会計補助金で 48 万 7,000 円の追加となります。収益的支出の補正に伴い、整理するものであります。

66 ページになります。議案第 69 号 令和 6 年度壮警町集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について。

第 1 条、令和 6 年度壮警町集落排水事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出につきましては、予算第 3 条の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては第 1 款集落排水事業収益では第 2 項営業外収益で 57 万 1,000 円を追加し、総額を 2 億 556 万 5,000 円とし、支出につきましては第 1 款集落排水事業費用では第 1 項営業費用で 57 万 1,000 円を追加し、総額を 2 億 556 万 5,000 円とするものであります。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、予算第 9 条中の職員給与費 586 万 4,000 円を 643 万 5,000 円に改めるものであります。

第 4 条、他会計からの補助金につきましては、予算第 10 条中の一般会計補助金 1 億 783 万 6,000 円を 1 億 840 万 7,000 円に改めるものであります。

67 ページ以降の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

補正予算（第 2 号）明細書、収益的支出から説明いたします。72 ページになります。

集落排水事業費用、営業費用、総係費で 57 万 1,000 円の追加となります。一般職の職員の給与に関する条例及び壮瞥町職員の寒冷地手当に関する条例の改正に伴い、人件費等に不足が生じるため、給料で 22 万 3,000 円、手当で 26 万 6,000 円、賞与引当金繰入額で 6 万 4,000 円、法定福利費で 1 万 8,000 円をそれぞれ追加するものであります。

収益的収入では、集落排水事業収益、営業外収益、他会計補助金で 57 万 1,000 円の追加となります。収益的支出の補正に伴い、整理するものであります。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

会議をこのまま継続いたします。

日程第 10 のうち、議案第 64 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 64 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 10 のうち、議案第 65 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 65 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 10 のうち、議案第 66 号 壮警町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 66 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号 壮警町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第 10 のうち、議案第 67 号 令和 6 年度壮警町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 67 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 6 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 10 のうち、議案第 68 号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

日程第 10 のうち、議案第 69 号 令和 6 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 69 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号 令和 6 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 2 号）に

については原案のとおり可決されました。

◎発議案第３号

○議長（森 太郎君） 日程第 11、発議案第 3 号 壮瞥町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

８番、真鍋盛男君。

○８番（真鍋盛男君） 発議案第 3 号 壮瞥町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

第 113 回国会において成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、同法第 2 条に 1 項が追加されたことにより項番号に変更が生じたこと、また条例の他の規定についても所要の改正を行うよう条例案が全国町村議会議長会から示されたことから、条例の改正を提案するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、改正文につきましては、お手元に配付の議案のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これより発議案第 3 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第 3 号 壮瞥町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森 太郎君） 日程第 12、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和6年壮瞥町議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 0時10分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員